

多文化社会における主流言語教育の研究
オーストラリアの移民英語プログラム
(Adult Migrant English Program)を中心に
聞き取り調査にもとづいた成人移民英語プログラム研究所
(AMEP Research Centre)の役割と課題の考察

研究種目：若手研究（B）
研究期間：2008～2009
課題番号：20730536

渡辺幸倫（相模女子大学）

2010 年 7 月

目次

はじめに	1
研究概要	2
第一部：研究の報告	9
序論	10
第1章：AMEP および AMEP RC の概要	12
第2章：インタビュー調査の概要	16
第3章：インタビューの分析	18
結論	26
第二部：研究協力者からの寄稿	31
1. FINAL REPORT	32
Kimie, Takahashi, PhD (The Adult Migrant English Program Research Centre The Department of Linguistics, Macquarie University, Australia)	
2. Prospect Journal の研究動向 ——オーストラリア Adult Migrant English Program 施策の一環として——	43
樋口くみ子（一橋大学大学院・博士後期課程）	
第三部：資料翻訳	53
はじめに	54
1971 年移民（教育）法（抄訳）	55
1992 年移民（料金）法（抄訳）	62

はじめに

この報告書は 2008 年度～2009 年度にわたって、文部科学省科学研究費（若手 B）の助成を受けて行った、「多文化社会における主流言語教育の研究 オーストラリアの移民英語プログラムを中心に」（研究課題番号：20730536）の成果をまとめたものである。

近年、日本の多くの地域で多文化・多民族化への積極的な対応が迫られているにもかかわらず、十分な将来像を描けずにいる。一方、オーストラリアが排他的な白豪主義から多文化主義へと政策を大転換させ、多くの問題を抱えながらも現在の多民族の共生する社会を築いた経験が注目を集めている。

オーストラリアが多文化主義政策を進めていく過程で全国プログラムである成人移民英語プログラム（Adult Migrant English Program、AMEP）が果たした役割は大きく、その活動については我が国でも 1990 年代初頭から研究の蓄積が行われてきた。そこで本研究では、先行研究を基礎にしながらも、これまで扱われてこなかった成人移民英語プログラム研究所（AMEP Research Centre、AMEP RC、1989-2009）を中心に考察を進めた。AMEP RC は、本研究期間中である 2009 年末の閉鎖¹まで AMEP の教材やカリキュラムの開発、学習者に関する各種調査研究を行い、学習者や社会のニーズを AMEP のあり方に取り入れていく上で重要な役割を果たしてきた。このような仕組みを中心に積み重ねてきたオーストラリアの経験を批判的に検討することで、日本の移民政策への示唆を得ることを本研究の目的としたい。

なお、本報告書では、以上の研究の報告を第一部とした上で、第二部に研究協力者の論考、第三部に移民教育関連法の翻訳資料をおく三部構成とした。第二部では、研究協力者と交わした議論のうち第一部に含めることができなかった論点を反映することで、本研究の全体像を示すことに努めた。論考を寄せてくれた AMEP RC 所属の Dr. Kimie Takahashi、一橋大学の大学院生である樋口くみ子氏に改めて感謝したい。第三部は移民への英語教育を定めた 1971 年移民（教育）法、及び 1992 年移民（料金）法の翻訳である。両法は、現在の AMEP のあり方を規定している点できわめて重要な意味を持っているにもかかわらず、日本で詳しく紹介されていないことから、この機会に試訳を提示することとした。

本研究には論究や論証が不十分な点も多く汗顔の至りだが、率直なご意見を頂ければ幸いである。

¹ この閉鎖は決定が急であったこともあり関係者に衝撃を与えた。今後の仕組みのあり方は未だ不明だが、日本への示唆を探るにあたって一時代を彩った AMEP RC を含めた仕組みを検討することの価値に変わりはないと考える。

研究概要

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2009

課題番号：20730536

研究課題名（和文）：多文化社会における主流言語教育の研究 オーストラリアの移民英語プログラムを中心に

研究課題名（英文）：Education of the mainstream language in a multicultural society –Australian Adult English Program-

研究代表者：渡辺 幸倫（WATANABE YUKINORI）

研究者番号：60449113

研究成果の概要（和文）：

本研究では、多文化社会における主流言語教育の持つ課題を考察するために、オーストラリアにおける成人移民英語プログラム（Adult Migrant English Program、AMEP）の展開を、プログラムに関する総合的な研究を行っている成人移民英語プログラム研究所（AMEP Research Centre、AMEP RC、1989-2009）の役割に注目し、運営や研究活動、そして関係各者との協働のあり方を検討した。

具体的には、各種の文献による調査に加えて、同研究所の主要な研究所員 7 人にインタビューを行い（2008 年 8 月）、各研究員の研究所での役割、業務として行っている研究内容、研究への動機・目標、研究遂行上の課題の 4 つを中心に語ってもらい内容を分析した。結論としては、AMEP RC が果たしている役割は、1) 広く社会における移民に対して存在する様々な社会的要請の取捨選択、2) それに基づいた研究や教師教育のプロジェクトの遂行、3) 専門的な意見としての研究成果の移民市民権省(Department of Immigration and Citizenship)への提出、4) これら一連の仕組みを通して AMEP の教育プログラムを向上させることなどが確認された。ただし、各種のプロジェクトの計画作成段階から学問的必要性や現場の教師の要望だけでなく政府の意図が考慮されていること、プロジェクトの承認は政府の方針に強い影響を受けていることなどから、結果として移民省の意図を学問的に権威付ける役割を果たしているという側面も指摘できた。また、多くの研究員から任期制の研究職であることに起因する懸念が語られた。これは研究遂行上の強い動機になっているとともに精神的に大きな負担にもなっている事も観察された。

本研究のように社会の要請と現場の言語教育とのつながりを可視化していく作業は、移民の権利保障の枠組みを明らかにすることであり、多文化社会における主流言語教育の持つ課題を考察することでもある。多文化・多民族化が加速する日本のあり方を構想する際には有用な視点となることであろう。

研究成果の概要（英文）：

This research project examines the Australian Adult Migrant English Program (AMEP), a federally-funded settlement program through the Department of Immigration and Citizenship (DIAC). The objective of the project is two-fold: first, it aims to illuminate the role of AMEP research Centre (AMEP RC, 1989-2009), particularly with regards to the experience of its researchers and administrative staff. The AMEP RC was established at Macquarie University, Australia, in 1989 in order to improve the AMEP Program and provided various research and development services until 2009. Second, the project endeavors to explore the ways in which AMEP RC's experience can be meaningfully applied to Japan's future language program for adult migrants.

To this end, I conducted interviews and fieldwork with seven staff members of the AMEP RC, including the Executive Director, in August 2008. The interviews lasted approximately 60 to 90 minutes and the following questions were asked; a) their role at the research centre, b) their experience in conducting research projects and providing other types of AMEP- related services, c) their motivation and goals as researchers and d) challenges they face at the research centre.

The main findings of the project are as follows: The AMEP RC; 1) selects research topics based on the needs of clients and a wider society as well as the academic expertise of its researchers, in consultation with the funding body, DIAC, 2) conducts a various types of research and provide teacher development workshops and 3) reports its research outcomes to DIAC. This flow ensures that the program is constantly enhanced based on findings from their cutting-edge research. At the same time, however, it was also voiced that the funding arrangement accorded limited flexibility to the AMEP RC in terms of selecting research topics, for example. In addition, several staff members raised their concern regarding the condition of their employment at the research centre. The majority of the staff members were hired on a contract basis, and they expressed a great deal of stress from having to perform at work and look for further employment at the same time.

In conclusion, the project found that the AMEP RC played an important role in improving the quality of the AMEP Program and the AMEP model has significant potential for the Japanese system, particularly in terms of integrating research findings into settlement programs. However, the funding process and hiring schemes employed at the AMEP RC may not be directly applicable. Further study is needed to elucidate what types of hiring and funding processes are most effective in the Japanese context.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合 計
2008 年度	600,000	180,000	780,000
2009 年度	800,000	240,000	1,040,000
総計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育社会学

キーワード：オーストラリア・移民・英語教育・Adult Migrant English program・AMEP Research Centre

1. 研究開始当初の背景

日本で人口減少による労働力不足を始めとする経済的理由などから政策的な移民受け入れが不可避であると論じられるようになって久しい。日本における外国人登録者数は、2007年に208万人を超え、外国人の集住地域では、多文化・多民族化は日常的な景観となっている。近年、外国人登録者数が地域住民の約半数と国内でもきわめて外国人住民の割合が多いとされる新宿区百人町・大久保地区では、急速な都市空間の変容が進んでおり、日本社会への主体的な参画には日本語力がきわめて重要な役割を果たしていることが指摘されている。しかし、残念ながら外国人住民の中でも特に学齢期にない成人に対する日本語教育は地方自治体や市民ボランティアベースでの様々な取組はあるものの、日本全国を俯瞰した総合的な教育の方針を見るに至っていない。

一方、オーストラリアでは1970年代には非常に排他的な白豪主義から多様な人々を受け入れる多文化主義へと移民政策を大転換させ、現在は多くの課題を持ちながらも多民族の共生する社会を築いたと一定の評価を得ている。この過程で全国プログラムであるオーストラリアにおける成人移民英語プログラム（Adult Migrant English Program、AMEP）が果たした役割は大きく、特に多文化主義政策下では移民の権利の保障や社会への参画を支える機能を果たしてきたと考えられている。このような経過をたどったオーストラリアの経験を批判的に検討することは、日本の移民施策への示唆を求める上で高い価値がある。

2. 研究の目的

AMEPの活動は我が国でも1990年代初頭から注目を集めており、そのプログラムの運営、歴史的展開、社会における位置付け、教育内容などについては一定の研究の蓄積がある。そこで本研究では、これらの研究を基礎にしながらも、これまで扱われてこなかった成人移民英語プログラム研究所（AMEP Research Centre、AMEP RC、1989-2009）に注目する。AMEP RCは、2009

年末の閉鎖に至るまで AMEP の教材やカリキュラムの開発、学習者に関する各種調査研究を行い、移民の権利保障や社会参画を指向する AMEP のあり方に重要な役割を果たしてきた。

以上を踏まえ、本研究の目的を、このような仕組みによって積み重ねてきたオーストラリアの経験を批判的に考察することとし、日本の移民政策への示唆を得ることを念頭に、AMEP RC の活動や役割を行政担当者をはじめとする関係各所との協働の枠組みの中で検討した。

3. 研究の方法

文献資料による検討を基礎にしながら、現地における調査を 2008 年 8 月 5 日～29 日と 2009 年 7 月 9 日～19 日の二回行い、また、2009 年 11 月 16 日～20 日には AMEP RC の研究員高橋君江博士を招聘し情報収集および研究内容の検討を行った。それぞれの位置づけは、2008 年 8 月の調査は現地に長期間滞在し AMEP RC の観察をしながらも本研究の中心となるインタビューを実施した。2009 年 7 月の二回目の現地調査ではインタビュー対象者を中心に前年の調査の成果に対するフィードバックを収集した。2009 年 11 月の研究員招聘では、現地の文脈、影響から離れた日本でそれまでの研究成果に対する意見交換や 2009 年末の閉鎖に向かう AMEP RC の状況などについての聞き取りを行った。また、2009 年の年 3 月 17～23 日に研究協力者を現地に派遣し、AMEP RC 閉鎖後の研究のあり方について調査した。

4. 研究成果

結論としては、AMEP RC が果たしている役割は、1) 広く社会における移民に対して存在する様々な社会的要請の取捨選択、2) それに基づいた研究や教師教育のプロジェクトの遂行、3) 専門的な意見としての研究成果の移民市民権省(Department of Immigration and Citizenship)への提出、4) これら一連の仕組みを通して AMEP の教育プログラムを向上させることなどが確認された。ただし、各種のプロジェクトの計画作成段階から学問的必要性や現場の教師の要望だけでなく政府の意図が考慮されていること、プロジェクトの承認は政府の方針に強い影響を受けていることなどから、結果として移民省の意図を学問的に権威付ける役割を果たしているという側面も指摘できた。

本研究のように社会の要請と現場の言語教育とのつながりを可視化していく作業は、移民の権利保障の枠組みを明らかにすることであり、多文化社会における主流言語教育の持つ課題を考察することでもあった。先述の通り AMEP RC は、本研究期間の末でもある 2009 年末に一部機能を残して閉鎖された。しかし、多文化主義政策の下で 20 年にわたって AMEP を支えてきた AMEP RC を中心とした仕組みを分析することは、多文化・多民族化が加速しつつある日本のあり方を構想する際に有用な視点となることであろう。

5. 主な発表論文等

〔論文等〕（計 2 件）

渡辺幸倫, 「オーストラリア成人移民英語プログラム(Adult Migrant English Program)の研究: 成人移民英語プログラム研究所 (AMEP Research Centre) の役割と課題: 聞き取り調査を中心に」, 『相模女子大学文化研究』, 第 28 号, 2010, pp.1-17

渡辺幸倫, 「オーストラリア人になるためのテストーシティズンシップテストに関する論争の考察」早稲田大学オーストラリア研究所編『オーストラリア研究 多文化社会日本への提言』, オセアニア出版, 2009 年, pp.11-29 (全 260 ページ)

〔学会発表等〕（計 3 件）

渡辺幸倫, “Adult language learning in Japan” Adult Migrant English Program Research Centre, Macquarie University, Australia, 2008 年 8 月 21 日

渡辺幸倫, 「オーストラリア成人移民英語教育の研究」, 日本社会教育学会（和歌山大学）, 2008 年 9 月 20 日

渡辺幸倫, 「オーストラリアの成人移民に対する教育の研究」, 日本国際教育学会（東京外語大学）, 2009 年 9 月 13 日

〔図書〕（計 1 件）

（翻訳）

イングリッド・ピラー（渡辺幸倫訳）「英語を通じた社会的包摂—言語政策と移民計画」川村千鶴子、近藤敦、中本博皓編著『多文化政策へのアプローチ』, 明石書店, 2009 年, pp.259-261（全 288 ページ）（研究対象の AMEP RC 所長によるオーストラリアの移民に対する英語教育政策についての小論の翻訳）

〔その他〕

ホームページ等

相模女子大学の大学教員紹介ページにリンクを作成し本報告書を公開

<http://www.sagami-wu.ac.jp/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

渡辺 幸倫 (WATANABE YUKINORI)

相模女子大学・学芸学部・講師

(2) 研究協力者

Kimie, Takahashi (高橋 君江)

The Adult Migrant English Program Research Centre

The Department of Linguistics,

Macquarie University, Australia

樋口 くみ子 (HIGUCHI KUMIKO)

一橋大学大学院・博士後期課程

第一部

研究の報告

序論

オーストラリアは、1970年代に排他的・差別的な白豪主義から多様な文化的背景の人々を受け入れる多文化主義へと移民政策を大転換させた。現在は多くの課題を持ちながらも多民族が共存する社会を築いてきたと一定の評価を得ている。この過程で非英語圏からの移民の定住、社会参画の支援という観点から提供されてきた成人移民英語プログラム（Adult Migrant English Program、以下 AMEP）の果たしてきた役割は大きい。AMEP が中心を担っているオーストラリアの移民に対する英語教育は、移民の定住を中心に据えた実用性を重視したものであり、総体として移民の権利保障、つまり言語教育を通じた社会的包摂(social inclusion)や経済的発展を促進することに成功しているとされる¹。なかでも成人移民英語プログラム研究所（AMEP Research Centre、以下 AMEP RC、1989-2009）²は、設立以来 20 年間にわたり、さまざまな学習者に関する広範な調査研究を行ってきた。その研究結果に基づいて、カリキュラムや教材開発の他、プログラム全体の方向性が決定されていたため、AMEP RC は移民に対するさまざまな社会における要請と実際の教育をつないでいたと考えられる。したがって、この研究所が実際にどのような働きをしていたのかを検討することは、移民の権利保障や社会的包摂の点で一定の成功を果たしたプログラム全体のあり方を知る上で不可欠といえる。

しかし、これまでの AMEP の研究は、国内外を問わず移民に対する社会的要請と具体的な英語教育の関係を意識的に解明しようという傾向が少なかった。特に、オーストラリアでの AMEP に関する研究では、長年の傾向として直面する社会的、言語的、教育的課題の解決策の模索という観点からの研究が多く³、明示的に学習者の権利の保障という観点から論じることが少ないという特徴がある。

一方、日本での本格的な AMEP の研究は 1990 年代初頭にはじまった。1991 年には AMEP の役割は移民にとっての実質的な識字教育という意味を持ち人権の保障にとって不可欠とする社会的要請とこれに対する教育の役割を視野に入れた論考が発表されている⁴。その後も、AMEP における識字教育とその後の継続教育の統合の重要性がさらに広い視野から論じられる⁵一方で、具体的な英語教育を対象としたインタビューや授業観察などによる教育現場でのプログラム運営状況の検討⁶、教材やカリキュラムの分析を通じた教育内容の考察⁷なども研究が発表されるようになった。AMEP RC を直接的に扱った研究は 1998 年に AMEP RC の前身である国立英語教授・研究センター(The National Centre for English Language Teaching and Research、NCELTR)の組織と業務の概要を紹介したもの⁸にはじまり、2009 年には AMEP RC の所長による AMEP の理念についての論考の翻訳も発表され⁹、オーストラリア社会における移民に対する英語教育は日本でも注目を集めている。

これらの先行研究の中でも特に本研究と直接的なつながりがある研究成果は、言語教育のもつ権力性と、その学習者への影響についてであった。移民の権利保障のためには主流言語教育の学習機会は保障されなければならないが、教育の方法によっては移民への不当に強い周辺化要因となりえる¹⁰。そのため主流言語の教育は、学習者を中心とする教育の自立を柱とした形で行われなければならない¹¹。しかし、現実には学習者を中心にカリキュラムが発展してきたというよりも、AMEP で採用されてきたカリキュラムや教授法などの変遷が、言語教育理論の発展だけでなく、それぞれの時代の移民政策などの社会的要請の影響を強く受けてきたと指摘されている¹²。この指摘はカリキュラムや教授法を開発していた AMEP RC が、結果としてさまざまな社会的要請を取捨選択しながら実際の教育に反映させる機能を持って動いていたとも考えられ、この機能の検証と仕組みの解明が課題とされていた。

そこで本研究では、社会的要請と AMEP の教育活動という枠組みにおける AMEP RC の役割を明らかにするために、AMEP RC の役割を研究所と研究活動上の関係各者との関係に注目して考察することを目的とする。具体的には、AMEP RC の実際の運営や全体的な仕組みを示した上で、運営の中心となる研究活動を通して研究所員が自らの経験としてどのように各所を理解しているのかを手がかりに検討する。特に、組織間の外形的な仕組みの提示にとどまらず AMEP RC 所属の研究所員に対するインタビューを中心に検討することで、AMEP RC における研究の当事者の視点や経験をふまえたより深い理解を目指す。

以上を踏まえて、本研究では、まず第 1 章では、より広い文脈でオーストラリアにおける移民に対する英語教育を把握するために AMEP および AMEP RC の現状と歴史を概観する。移民に対する英語教育がどのような理念で始まり、どのような経緯をたどって現在に至っているのかを概観することで本研究全体の位置付けを確認したい。第 2 章では、調査の手法を提示するために AMEP RC の研究所員に対して行ったインタビュー調査の概要について述べる。本研究に関する現地調査は複数回行ったが、検討の中心となる 2008 年 8 月のインタビュー調査について詳述する。第 3 章では、インタビューで得られた情報を分類検討しながら考察する。考察にあたっては、AMEP RC の組織的な位置づけを明らかにするために、研究上の関係各者に分類しながらも、各所と AMEP RC の関係のあり方が明確になるように、研究所員の声を紹介しながら論じる。

第 1 章：AMEP および AMEP RC の概要

The Adult Migrant English Program (AMEP)

AMEP は 1948 年の設立以来、オーストラリアへの移民のニーズへの対応を軸に発展してきており、AMEP RC はその変化を続ける学習者についてのさまざまな研究や教師教育（professional development）プログラムを提供することで AMEP を支えてきた。現在の AMEP は移民・市民権省（Department of Immigration and Citizenship、以下 DIAC）の監督の下にあり、全国 13 の教育提供機関（service provider）による 250 以上の教室のほか、遠隔教育や家庭教師派遣などの学習方法を提供している。2006-2007 年度の年次報告書¹³によると登録利用者数はのべ 50 218 人、提供授業時間のべ 800 万時間以上であった。2008 年に発表された学習者についての総合的な調査¹⁴によると、非常に多様な学習者が比較的満足しながら学習している姿を伺うことができる。同報告書からいくつかの数値を示せば、在籍者の出身国は 190 カ国にわたり、北京語、アラビア語、ベトナム語、広東語などが話されている言語の上位であった。また、65%が女性、78%は 20 歳から 44 歳の間で、78%は 8 年以上の教育を受けた経験がある。また、79%がそれぞれのニーズにあった授業を提供してもらっていると答えており、84%が AMEP の英語クラス全般に対しておおむね満足していると回答している。しかし、現在の形になるまでには、さまざま試行錯誤、経験の蓄積が行われてきた。

AMEP の 60 年を越える歴史は、オーストラリアの移民政策と関連させながら論じる必要がある。広い国土に対して相対的に少ない人口というオーストラリアは、第二次世界大戦後から、人口政策、経済政策という観点から積極的な移民受け入れを行っている。10 年に 100 万人の新しい移民が到着するという状況が過去 60 年にわたって続いており、移民の出身国も時代とともに変化している。1950 年から 1960 年代のオーストラリアへの移民の主な出身国は、イギリスとニュージーランドなどの英語圏のほか、非英語圏ではチェコスロバキア、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、イタリア、オランダ、トルコ、ユーゴスラビアなど主にヨーロッパ諸国があがっていた。しかし、2008-2009 年のオーストラリアへの移民は、ニュージーランド、イギリス、インド、中国、フィリピン、イラク、スリランカ、マレーシア、ビルマ（ミャンマー）の順¹⁵となっており、依然として英語圏の国が上位にあるものの、アジア諸国の台頭が著しく、非常に多様化している。

このような非英語圏からの移民に対応するために、AMEP は連邦政府による英語学習プログラムとして設立された。背景には、英語力に関するニーズを無視したり、個人の問題としてしまうことによって、移民が永続的に社会的に排除されてしまうことを回避したいという考えがあったとされる¹⁶。つまり、

AMEP は、その設立時から移民の社会参加を中心とした権利保障を意図して英語教育を提供してきたのである。以降、機能的な英語力(functional English)を持たない移民に対して無料の英語教育を提供することは、オーストラリアの移民プログラムの基礎となった。

発足当初の AMEP の英語教育は、ヨーロッパからオーストラリアへ向かう船への搭乗前、船上、到着直後の移民受け入れセンター、そして職場と移民から定住への過程に対応した 4 つのステージで行われた。当初から何らかの教員資格を持つ教師が雇用されてきたが、初期の間は英語以外の言語教師が多かった。また、設備は急造であったり、軍隊からの転用であったりと、必ずしも恵まれたものではなかったが、移民の英語学習のニーズが、オーストラリアにおける英語教育の発展を強く促した。特に、社会的会話 (social phrases)、文法、オーストラリアの文化の 3 つの点に注目した指導法であり後にオーストラリアン・シチュエーション・メソッド (Australian situational method) と呼ばれるようになる英語教授法は移住先での言語の実用性に焦点化した点で画期的であったと評価されている¹⁷。

その後も、柔軟な授業形態と、変化する移民グループへの積極的な対応は AMEP の特長となっていった。1970 年代に移民政策が白豪主義から多文化主義へと転換されると、アジア諸国をはじめとする非ヨーロッパ圏からの多様な移民・難民が顕著となり、新たな定住への課題も現れるようになる。英語教育の方法も多様な学習者のニーズに対応しやすいように学習者中心のアプローチがとられるようになった。また、1970 年代、1980 年代と第二言語としての英語教育 (Teaching English to Speakers of Other Languages、TESOL) の分野が発展してくると、すぐに英語教師の有資格者が教師として雇用されるようになり、現在に至るまで AMEP の基本的な方針とされている。

1990 年代後半になると、経済合理主義の影響を受けオーストラリア全体の経済政策、人口政策などにより整合性のある形での「効率的な」組織運営が求められるようになる。この時期の変化として職能の概念に基づいた全国統一カリキュラムである「英語の書面および英会話に関する証明書 (Certificates in Spoken and Written English、以下 CSWE)) の導入がある。CSWE は教育提供機関のひとつであるニュー・サウス・ウェールズ州成人移民英語サービス (New South Wales Adult Migrant English Service、NSW AMES)によって開発されたカリキュラムで、AMEP RC の協力によって大きな発展をみせ、現在も AMEP の英語教育の軸をなしている。CSWE には 4 つのレベルがあり、学習者は CSWE III に合格した時点で機能的英語 (functional English) に到達したとみなされる。このカリキュラムの特徴は、移民がオーストラリア社会で定住する過程を念頭に、社会における言語使用を細分化し、レベルごとに明確なコミュニケーションの目標 (例えば「チケットの購入申込書が書ける」など) をコンピテンシー(competency)として多数定義し、リスト化して共有することで全国の教室で行われている教育の一貫性を保つことを可能にしてい

ることにある。また、レベル自体が上がらなくともコンピテンシーの獲得数を教育の成果として示す事のできる CSWE は、AMEP の教育成果の効率性を示す指標として用いられるようになった¹⁸。

1990 年代後半は、サハラ以南のアフリカ系移民をはじめ英語力がほとんどないというだけではなく、フォーマルな教育や第一言語での識字すら限られている学習者への対応が求められるようになった時期でもあった¹⁹。このようなグループはそれまでの学習者と比べて学習の進度が遅く、既存の評価基準では教育の成果が測りにくかったため、きめ細かい教育目標や評価の指標を示してくれる CSWE は現場の教員にも歓迎された。

しかし、経済合理主義の影響は、「効率的な」AMEP 運営方法の模索を念頭に、5 年ごとの競争入札が教育提供機関の選定に導入されたことや新規移民の言語学習時間に 510 時間の上限が設けられるなどの点にも現れた²⁰。この学習時間の制限によって、現在も大多数の学習者が CSWE III のレベルに到達する前に AMEP を去ることになっている。このような 1990 年代以降の効率偏重の動きが移民の教育機会を制限する結果に陥ってしまっている傾向に関して DIAC は、「AMEP の目的は、英語学習へのアクセスを提供することであり、機能的英語力の獲得自体を目的としているわけではない」²¹との見解を示すようになった。しかし、これは AMEP 設立時からの理念と比べると移民の権利保障という観点からは明らかな後退であり今後の AMEP のあり方への大きな課題である。

AMEP Research Centre (AMEP RC)

AMEP RC は、DIAC の出資による AMEP プログラムの一部で、AMEP を研究と教師教育の両面から支える役割を担っていた。直接の前身は 1989 年に設立された国立英語教授・研究センター(The National Centre for English Language Teaching and Research、NCELTR)であり、シドニーのマッコーリ大学 (Macquarie University) に置かれた。これ以前には、国立カリキュラム・リソース・センター (National Curriculum Resource Centre、NCRC) などの教材情報の交換組織などはあったものの、AMEP の研究や教師教育は基本的に各州の教育省を中心に個別に行われていたため、全国レベルでの緊密な教育・研究情報の共有が課題であった。この点で AMEP RC の設立は大きな意味を持っていた。NCELTR 設立後の一時期には、メルボルンのラ・トロース大学 (La Trobe University) に分室が設置されたこともあったが、本部は一貫してマッコーリ大学に置かれ 2000 年に AMEP RC への名称変更と一部の組織の変更²²が行われた。

1990 年代後半からは教育機関同様、研究機関についても競争入札制が取り入れられた。調査時の研究所員の総数は研究員、研究補助員、事務職員を含めた約 20 人²³で、所長以外の者は数ヶ月から数年の任期制であった。詳細は後述するが、この競争入札制と任期制という運営方法は、AMEP プログラム全

体と同じく経済合理主義の否定的な影響として AMEP RC の運営にも影を落としていた。

AMEP RC の活動内容は、DIAC との毎年の協議の下で行動計画を策定した上で実行され、年次報告書を提出することで DIAC との一体性を保っていた。AMEP RC の目的として明示されていたものは、①言語・識字教育に関する研究、②AMEP に関する全国的調査研究、③AMEP の教師向け教育プログラムの開発、実施、④各種の AMEP 情報、研究成果、教材の Web・書籍などを通じた提供、⑤語学教育に関する学術雑誌『プロスペクト(Prospect)』の発行などである²⁴。上記の目的に基づいた研究プロジェクトや教師教育プロジェクトが常に複数進行し、研究所員には自分の参加しているプロジェクトの遂行と同時に適時他のプロジェクトの補助的な役割をすることが期待されていた。

2000 年代中頃までの AMEP RC の研究活動は、AMEP の多様な学習者の英語学習・定住ニーズに対応するという立場からの教師主導アクションリサーチが特徴的であり、多くの研究プロジェクトも言語テストや教育評価の分野が多かった。しかし、移民と社会の関係を母語を含む言語使用というより広い視野から明らかにするために、2008 年から全国約 150 人の学習者の英語学習と定住の軌跡を扱った一年以上にわたる大規模エスノグラフィーによる研究プロジェクトが開始された²⁵。このプロジェクトは 2010 年 3 月の時点で、研究成果のとりまとめ段階²⁶であったが、移民と言語に関する課題を英語教育の問題だけに限定せず、より定住先の社会との関連性を重視した形の研究が行われるようになったことが 2000 年代後半の特徴と言えるだろう。

以上をまとめれば、まず、AMEP を中心としたオーストラリアの言語政策および移民への英語教育は、移民の定住を見据えた実用性を重視したものであり、移民の権利保障を目指していると考えられる。これは移民の人権実現のために、非英語話者の移民に対して少なくとも英語教育へのアクセスを保障することが政府の責任であるという理念に支えられており、時の政府や社会状況の変化に伴って言語政策やプログラムの詳細は変化してきたものの、この理念に変化はないとされている。ただし、この理念は英語力が移民自身の社会参加と経済的利益を促進し、これがオーストラリア社会全体の利益、すなわち人口政策、経済政策とも合致するという考えに立脚している点には注意を要する。これは特に 90 年代以降の経済合理主義下では顕著になってきており、この考えに合致しない可能性のある移民・難民（避難民や一時就労ビザ保持者など）についての課題や教育に対する優先度合いが相対的に低下してしまうことを意味することを指摘したい²⁷。

このような課題にもかかわらず移民受け入れの点で世界的に一定の評価をあげているオーストラリアにおける移民教育のあり方を考察することによって、多文化多民族化が進む日本における教育を考える際に重要な示唆を得ることができるだろう。

第 2 章：インタビュー調査の概要

本研究では、文献資料による検討を基礎にしながら、現地における調査を 2008 年 8 月 5 日～29 日と 2009 年 7 月 9 日～19 日の二回行い、また、2009 年 11 月 16 日～20 日には AMEP RC の研究員を招聘し情報収集及び研究内容の検討を行った。それぞれの位置づけは、2008 年 8 月の現地調査は長期間滞在し AMEP RC の観察をしながらも本研究の中心となるインタビューを実施、2009 年 7 月の二回目の現地調査はインタビュー対象者を中心に前年の調査の成果に対するフィードバックを収集、2009 年 11 月の研究員招聘では現地の文脈から離れた日本で AMEP RC の現地調査当時及び最新の状況、2009 年 7 月に得たフィードバックを反映した研究成果に対する意見などを得た。以上のように本研究の中心となる調査は 2008 年 8 月のインタビューであるため次にその詳細を示したい。

本研究では、AMEP RC 所長の Ingrid Piller 教授及び研究所員の合計 7 名に対面式のインタビュー調査(それぞれの聞き取りは 40 分から 1 時間半程度)を行った。場所は全て AMEP RC の建物内であった。この 7 名は全員が女性であり、ほぼ全てが PhD を取得、所長を除いて更新有りの任期制雇用となっていた。また、在任期間は調査時点で 1 年半から 10 年程度とばらつきがあるものの、年数の短い研究所員は所長の就任以降の着任であった。出身は非英語圏が多く、後述するように当研究所の特色となっていた。この 7 名は調査時に実質的に研究活動を行っていた研究所員のほぼすべてにあたり、これらの研究所員の意見をもって、研究組織全体の傾向とするに足る数と考えて良いだろう。

質問事項は、①研究所での個人的役割、②現在行っている研究内容、③研究活動への動機・目標、④研究遂行上の課題の 4 つを中心に比較的自由に語ってもらった。インタビュー内容は基本的に録音し、文字起こしの上で次項で示したような分析を行った。また、インタビューの対象者の他にも複数の研究所関係者、教育機関関係者にもインフォーマルインタビューを行い適時意見を求めた。

インタビュー対象者の概要は次の通りであった。一覧はインタビューの実施順である。しかし、インタビュー対象者の希望から対象者の背景と引用した発言との対応はさせないこととした。

表1 インタビュー対象者の一覧

	年齢	性別	職位	在職期間	出身	インタビュー日時
Aさん	40代	女性	プロジェクトマネージャー	2年	フィリピン	2008年8月11日 9時から10時半
Bさん	40代	女性	所長	2年	ドイツ	2008年8月11日 15時から16時
Cさん	30代	女性	出版、広報担当	4年	ニュージーランド	2008年8月12日 10時から11時
Dさん	50代	女性	研究員	2年	韓国	2008年8月12日 11時から11時40分ごろ
Eさん	20代	女性	研究員	1年半	ドイツ	2008年8月13日 10時から10時50分ごろ
Fさん	50代	女性	研究員	10年	オーストラリア	2008年8月19日 10時から11時ごろ
Gさん	30代	女性	研究員、博士課程学生	1年半	ガーナ	2008年8月19日 14時から15時半ごろ

第 3 章：インタビューの分析

インタビューの内容を AMEP RC が組織として活動を行う上での関係各者の抽出という観点から分析したところ、①DIAC、②所属研究所員、③教育提供機関、④マッコーリ大学、⑤研究所所長の 5 つを特定することができた。以下、これらの関係がインタビューを行った所属研究所員にどのように理解されているのかを中心に考察するが、そのためにはまず、AMEP RC の研究のサイクルについての理解が欠かせない。AMEP RC の活動は研究を中心に構成されているため、AMEP RC の研究のサイクルをたどることで、上記の関係各者との大枠を知ることができる。インタビューなどから確認された AMEP RC の研究サイクルとそれぞれの段階の特徴、主な関係各者は以下の通りであった。

- 1) 研究計画書作成：計画書作成にあたっては、教育、言語、社会政策上などの学問的課題（②、⑤）、教育提供機関からの要請（③）が主となり、DIAC 及び政府の意向（①）などが間接的に考慮される。
- 2) DIAC による承認：研究計画は、DIAC が主導し、所長も出席する運営委員会(steering committee)で実施の可否が（①、⑤）、大学の研究倫理委員会によって倫理的問題がないかが検討され（④、⑤）、必要に応じて修正された上で承認される。
- 3) 研究の実行：多くの研究は、研究員のみでなく、実際に教育活動を直接おこなっている教育提供機関と協力して行われる（②、③、⑤）。
- 4) 研究成果の報告、政策への反映：研究成果は、政策への反映を前提とした政府向けの報告書（①、②、⑤）、学問的成果として各学会などで発表(②、⑤)される他、主に教育提供機関の教師に向けた AMEP RC 主催のシンポジウム（②、③、⑤）、一般向けとしての書籍化（②、⑤）などを通して社会に還元される。

この研究サイクルからは、社会の動きが、各段階それぞれに反映される機会があるように見える。しかし、なかでも DIAC の承認は研究の可否を決める上で最も重要な段階である。ここでの修正を経て行われた研究の成果が専門的な意見として政策決定者に提供される構図にあることが分かる。つまり、大きくは AMEP RC の研究活動は DIAC のプロジェクト承認という過程を通して、政府の優先順位に基づいた意図が表現される仕組みにもなっていると見てことができるだろう。

このような研究サイクルの仕組みは、関係各者の研究上の優先課題や研究方法などの理念が近似の場合には、研究内容の第三者による承認という積極的肯定的な認識の共有という機能を担うことになるが、DIAC などの政府の意図と AMEP RC の持つ学問的な関心から発した研究意図との異なりが大きい場合

には学問研究の自由を制限する消極的否定的な機能として働く危険性もあることを指摘しておきたい。

以下、この外形的な研究サイクルを念頭に、各関係者が研究所員の目線からどのように理解されているのかをインタビューでの特徴的な言葉を示しながら考察したい。これによって、仕組みだけでなくそれぞれの関係の意味するところも知ることができるだろう。

① DIAC (Department of Immigration and Citizenship)

DIAC との交渉は基本的に所長を通して行われる。所長が取りまとめた研究所の年間計画や研究計画などが DIAC が主催する運営委員会で検討される。調査の前年末、約 12 年ぶりに労働党へと与野党交代があり、調査時には、前政権時代の制度を変更するための移行期間の様相を呈していた²⁸。AMEP も例外でなく、DIAC の指示により AMEP のあり方についても見直しが行われており、この見直しにも AMEP RC は専門的意見を提出するなどしていた²⁹。

DIAC からプロジェクトの承認を受けなければ研究活動ができないという状況は、ほぼ全ての AMEP RC の活動に共通のこととなっている。そのため、DIAC との関係はプロジェクトの承認を受けるという文脈で語られることが多い。しかし、DIAC からの承認は決して簡単なものとしてとらえられてはいない。研究所員には DIAC からの承認を受けるために学問的な論点や視点、必要・妥当と考えられる調査規模・方法の変更を求められる場合があることが、当然のこととして考えられている。DIAC と研究所の関係は調査の承認を巡って緊張関係にあるとすら言うて良いだろう。

本当にやりたかった研究は 5 年のデータ収集期間が必要でした。もちろん野心的な計画かもしれませんが、私たちにはプロジェクトという点で限界があったのです。つまり、DIAC がどれだけの期間、いくらくらいプロジェクトにかけてよいという枠の中で、研究をする必要があるのです。もちろん DIAC はどれだけお金がかかるのかということを気にしていますし、例外はあるでしょうが期間が長ければもっとお金がかかるようになります。そのため、プロジェクトとして認められた期間の中でできるだけデータをあつめるしかないわけです。つまり、いろいろともっと願うことはあっても、結局は承認された 2 年間の枠組みでやるしかないわけです。

また、自らの研究が、政府の意向に大きく影響を受けると言うことに自覚的であることから、政権の交代は研究、研究所のあり方にとっても重要事項として考えられている状況が伺える。

今は新しい政府になったばかりなので、考え方の変化がまさに起こっているようです。政府も教育提供機関も自然と長期的な未来について考えてい

るところなので、将来にはずいぶんと違ったことになっているかもしれません。これは *DIAC* のレベルすら超えたところで行われているのですから、もちろん私たちにはどのようなになるのか分かりません。私たちはしくみ全体の最後のところにいると言うことでしょうね。ひょっとすると今のやり方のままが良いということになるかもしれませんが、他のいろいろなことと併せて考えられていくんです。だから、移民に関する問題だけではなく、他の問題との関係のなかでどのような方針を採るかが決まる訳です。

この発言は *AMEP RC* の研究所員によって、政府の意向がいかに重視されているかの傍証であり、A さんの発言と併せて考えると、初期の研究計画が *DIAC* との対話の中で修正された上で、承認されるというだけではなく、どのような研究を企画するのかという根本的なところにまで自制が働き得るようになっていくことが指摘できる。

しかも、承認された研究プロジェクトは、*DIAC* との個別の契約ということになり、その枠組みの中で研究を遂行することになっている。*AMEP RC* はこの研究結果を元に専門的意見を *DIAC* に提供する。そのため、*DIAC* の意図が研究承認の過程を通して反映され得る仕組みになっていると指摘できるだろう。

② 所属研究所員

先述のように所属の研究所員は、数ヶ月から 2 年程度の有期契約となっているが、更新制のため、1、2 年で入れ替わるものもいる一方で、10 年以上 *AMEP RC* で研究を行っている者もいる。また、調査の約一年前に組織改変があり、新しい所長が就任して以来、研究所員の半数近くが交代している。年齢のばらつきは大きいですが、約半数がここ数年のうちに PhD を取得したばかりの研究者で構成されており、研究員自身も移民である者が多い。これは、現在の所長が赴任してから大きく変わった傾向であり、それまでは英語を母語とする「オーストラリア人」が多かった。自身の経験や他の移民の経験に対する関心が研究への強い動機付けになっていると語る研究員も多く、現在の *AMEP RC* の特徴として指摘したい。

研究所と研究所員の関係は、当然のことながら「研究」という仕事を中心に結びついているが、研究所での仕事は、研究員の自己実現、そして任期制に伴う不安という文脈で語られることが多い。自己実現という観点からは、研究所を自分の個人的な背景や広い意味で自分の考えと一貫した精神的な充足感を得られる場ととらえる考え方や、研究所での経験を PhD 取得後のキャリア形成の上の重要事項とする考えなどに特徴付けられる。

(今、私が移民教育に関する研究をしている) 理由は、もっと知りたいと思ったからです。私自身も移民としてのプロセスを経験しているので、よ

く知っていることですが、何が起きているのか、もっと知りたいと思ったんです。研究していくうちに、私の経験とある意味ではとても似ているし、別の意味ではとても違うというのが分かってきました。

このように研究に対する動機として自身の移民体験を語る研究者は多かった。英語を母語とするオーストラリア人ではこのような動機はあがってきにくいことである。AMEP の教育提供機関にも非英語母語話者の教職員が多く、このような活力が生かされている点は AMEP 全体の特徴とも言えるだろう。この一方で英語母語話者からは、移民の定住を助けることを強く意識していることを語る者もいた。

今後も、もっと人道支援、難民、移民といった関係の仕事をしたいです。そのために他の政府機関に移ることもあるかもしれませんね。

しかし、移民の定住を助けるのは当たり前のこととしているためか、このような視点は非英語母語話者の研究員からは、あまり直接言及されることはなかった。

また、以下のように、AMEP RC での研究を言語学の専門家としての仕事として冷静に捉える者もいた。PhD を取得しても、簡単には就職口が見つからないという状況はオーストラリアでも同じで、しかも英語の非母語話者はより多くの壁を越えなければ研究職に就けないことは想像に難くない。

私は言語学者なわけですが、それほどたくさんの仕事があるわけではありません。なので、自分の楽しめる研究をすることで給料がもらえるというのはとてもうれしいです。(…中略…) いろいろな研究者と一緒に研究ができるというのもうれしいです。これは私にとってとても新しい経験です。専門的な議論をしたり、他の研究者のやり方から学んだり、今までは一人で研究するということが多かったので、いろいろと学ぶことができます。

このような発言は若手の研究者に比較的多く見られた特徴で、研究所での学問・研究活動自体が精神的な充足感を与えてくれるという側面が強調されていた。任期付きとはいえ AMEP RC で、研究職に就き、そこで高いレベルの学問的刺激を受けられると言うことは、学者として非常に価値ある経験として認識されているようである。

一方で、仕事が任期制のため、契約が続くかの不安が大きな関心事となっていることも見逃せない。自己実現としてだけでなく、契約更新のためにも高い成果をあげることが強く求められている。

今、研究所の契約が終わりに近づいているので、私たちの今の仕事が継続

するのかどうか、続く場合にもどのように続いていくのか、今と同じか違うのか、この研究所での仕事が維持されるかどうかは今、最も大きな課題ですね。

このように、研究に対する動機付けは、自分の個人的な背景や広い意味で精神的充足感を得られる自己実現という考えや、研究所での経験をキャリア形成の上で生かそうという考えだけでなく、現実の課題として雇用の継続への不安ということが非常に重要な事項として認識されていることが分かる。自分の契約が更新されるためには、研究所の契約が更新される必要があり、そのためには個人だけでなく研究所全体として研究上の成果をあげることが求められるのである。

研究遂行上の研究所員のあり方は、多くの場合研究による自己実現と雇用の不安という二つの要素の組み合わせが研究への強い動機付けとなっていることが観察された。任期制というプレッシャーを受けながらも、プロジェクト遂行が、自己実現、キャリア実現へと直接的につながっているという認識は、プロジェクト遂行に対して大きな助力となるようである。ただし、これは競争による業務の効率化という意味では妥当な構図なのかもしれないが、実際に健康に不調を来してしまう者も現れている³⁰。この状況は、公正な職場環境という観点からは問題があるだろう。

③ 教育提供機関

全国 13 の教育提供機関は、州政府出資による教育機関や、大学、私企業としての英語学校などが、競争入札の結果、DIAC と 5 年契約を交わし、DIAC 規定の英語教育を提供している。各教育提供機関は、直接 DIAC との契約関係にあるため、組織的には DIAC を頂点とし AMEP RC と教育提供機関は専管事項の異なる横並びの別機関ということが出来る。AMEP RC の研究所員の目線から見た教育提供機関との関係は、多くの場合教師教育のプロジェクト及び研究プロジェクトの協力者として語られている。

(私の参加している教師教育の) 研究期間はほとんど二年間です。二年ごとに AMEP の教育提供機関と相談して、「どのようなプログラムが必要なのか」ということから、「どのような名前にするのか」まで、一緒に決めます。そして研究プロジェクトを立ち上げ、そのプロジェクトに参加したいという教育提供機関を募り、意志を確認してからプロジェクトをはじめます。

教師教育は必然的に、教育提供機関との関係が重要となり、AMEP RC と教育提供機関との協働が必然視されていることがよく分かる。近年、AMEP RC では教師教育よりもやや研究が重視されている傾向があるようではあるが、研

究の点でも教育提供機関との協働は強く意識されている。

重要なのは、(この学習者の学びを調査するプログラムでは) 常に教師と研究所員がパートナーとなっていることです。お互いにプロジェクト遂行上の手助けをしたり、プロジェクト自体への関心を高めたりしながら、プロジェクトをより良いものへとしていくわけです。

このように研究所員の話の中でも、両者は競争・緊張関係にはなく、教育提供機関がパートナーとして認識されていることが良く分かる。もちろん、最前線の現場にいる教育提供機関と教師の協力なくしては、多くのプロジェクトが成立しないという理由も背景にはある。また、AMEP RC も教育提供機関も DIAC との契約で職務についており、契約の更新のためには、契約時に提示される目標を期間内にどれだけ達成したかが重要になる。この目標を効率よく達成するためにも、お互いの専門性と協力を必要としているという状況が、両者が発展的で良好な協働体制を築く下地となっていると考えることができるだろう。

④ マッコーリ大学

AMEP RC は、競争入札で研究業務を落札したマッコーリ大学によって組織されており、大学が DIAC と契約しているという形をとっている。また、AMEP RC の研究所員は、マッコーリ大学言語学部にも属している³¹。大学との関係で重要事項として認識されているものは、研究プロジェクトに関する倫理規定や待遇面など、さまざまな面でマッコーリ大学の基準が適用されることになっている点である。

(今進行中のプロジェクトも) DIAC に研究計画を提出すると同時に、大学の倫理委員会(ethic committee)に提出して審査してもらったんです。(…中略…) 倫理委員会からの承認は条件付だったんですよ。質問事項がいくつも付いてて。所長が回答する部分も多かったのですが、私の分もあって、ちょうど休みの時期だったんですが、すぐに対応することにして、その一週間ほど後に最終的な承認が出たんです。

大学の研究倫理委員会による審査は、必要なものとして当然視されているものの、煩雑な書類仕事や実際の研究状況に合致しにくい規定などに適合するために、自由な研究を制限されるという文脈で語られることが多い。また、政府の方針と大学の基準の両者を満たすことに関してもストレスを感じているようである。

(研究成果の発表は仕事の重要な部分を占めている) ただ単に大学の一部

であるということから、政府の方針である成果をより利用しやすい形で発表するという配慮しながらも、大学の書類文化にも対応する必要があります。大学は書類文化を誇りに思っているくらいですからね。

以上からは、AMEP RC の出資は DIAC であるものの、大学の一部として入札した事業であるため、多くの場面で大学全体の文化や方針が AMEP RC の運営にも重要な影響を与えているということが読み取れる。基本的には、研究所自体が大学の敷地内におかれていることや、さまざまな施設を利用していること、そして人員の所属も重複していることなどから協力関係にあると見ることができるだろう。しかし、特に重要なのは、研究倫理委員会を介した関係であり、インタビューの中でも、大学との関係は、主に研究計画を倫理委員会に提出し、承認を得るという過程で語られている。そして、研究倫理は重要事項であるものの、研究プロジェクトの遂行が倫理委員会の決定に左右されてしまうという文脈で語られることが多いことを指摘したい。

⑤ 所長との関係

研究所の所長は、当然 AMEP RC の一員ではあるが、研究所員へのインタビューの中で所長個人のもたらした変化が語られることが多かった。調査時の一年半ほど前に就任した後、大学内での組織改革や、AMEP RC 内の人事改革、研究内容の変化、研究所員の仕事振りについても変化があったという。所長個人のもたらした変化は非常に大きかったと考えられるため、ここではひとつの項目として扱うことにした。

(現在の所長が着任してから)しっかりとしたチームになったと思います。組織も運営方法も変わりました。その変化は研究所のみんなにとって、そして特に AMEP にとって良かったのではないのでしょうか。特に運営方法は変わりました。以前は同じ研究所の建物の中で研究はしているものの、研究所員同士があまり話さなかったのが、他の人がどんなことをしているのかも良く分かりませんでした。それぞれの人がそれぞれの研究をしていたのが、今は協力し合う雰囲気になって、AMEP にとって、とても肯定的な変化だったと思います。

プロジェクト上の決断は、ほとんどの場合(プロジェクトマネージャーの)私と所長が共同で行っています。もちろん、所長は多くの点で信頼してくれています。ただ、重要な決断では、私が解決方法を考え、所長の了解を得て進めるという形をとっています。結局、所長自らがプロジェクト遂行上の理論的な部分を1つにまとめているわけです。

新しい所長の登場が、AMEP RC の組織や研究運営のあり方に大きな変化を

もたらしたことが分かる。また、この大きな変化は、所与の状況の結果としてではなく、所長の積極的な意志で行ってきたことだという。研究所では、この所長のみが任期なしの雇用で、しかも、プロジェクトの発案、研究の統括、そして研究所員の雇用なども主に所長の権限で行われている。しかも、研究所の運営だけでなく、先述したように AMEP RC を代表して、DIAC や大学との交渉を行うという役割も担っているため、そこで話し合われたことの解釈なども所長個人の考えによるところが大きい。研究所内の改革を断行しやすい要素がそろっているといえよう。このような意味で、現在の AMEP RC は所長の個人としての考えが大きく反映している形になっていると考えるのが自然である。

ただし、このように所長の資質がプロジェクトや研究所員の動機付けなどに強く影響する仕組みとなっているということは、同時に所長職にどのような人間を置くかが AMEP RC のあり方にとって非常に重要な事項となってくる。現段階では着任後間もないため直面している課題とはいえないかもしれないが、研究職の移動が多いオーストラリアの大学の慣行を鑑みれば、長期的には後任を見据えた所長候補の養成や選定方法も重要課題となることだろう。

結論

本研究の目的は、社会的要請と AMEP の教育活動という枠組みにおける AMEP RC の役割を考察することであった。特に、AMEP RC の研究活動を関係各者との関係の中に位置づけた上で、研究の当事者である研究所員の各所に対する理解を中心に検討した。

具体的には、AMEP RC の主要な研究所員 7 人にインタビューを行い研究所での個人的役割、現在行っている研究内容、研究活動への動機・目標、研究遂行上の課題の 4 つを中心に語ってもらい、その内容を分析した。その結果、重要な関係各者として①DIAC、②所属研究所員、③教育提供機関、④マッコーリ大学、⑤研究所所長の 5 つが析出された。AMEP RC とこれらの関係各者とのかかわりは、研究計画書作成、DIAC による承認、研究の実行、研究成果の報告・政策への反映という研究のサイクルという軸で考えることにより明らかとなった。

この研究のサイクルとインタビューの内容と重ねて考えると、AMEP RC は、DIAC、大学からは制限もしくは変化を求められる側であるのに対して、研究所員に対しては強く指導できる立場にあった。また、教育提供機関とは、プロジェクト遂行上のパートナーとも言うべき関係で、お互いの関係は補完的と見ることが出来た。これらの関係のなかで所長は特別な位置にあり、AMEP RC 以外との関係では研究所と所長は一体と考えることが出来たが、AMEP RC 自体の運営に対しては、強い権限を持っていることが分かった。

このような AMEP RC をとりまく関係は研究資金の流れと重ね合わせると、活動上の制限を加えることの出来る側から、制限を受ける側へと資金が流れていることに要因の一端を見ることができる。つまり、研究の資金を出資している DIAC から AMEP RC へは、研究内容の選定上の強い影響力が発揮されていた。また、マッコーリ大学は、AMEP RC の実質的な組織母体であり、DIAC との契約も大学を基礎として行われているという結びつきがあった。それに対して、協力的な関係を築いている AMEP RC と教育提供機関の間には直接的には活動資金の流れはなかった。

また、このような全体的な仕組みの理解と同時に、研究員の自己実現の目標と実際の研究生活のあり方の関係が、プロジェクト遂行の推進力となることもあるが、時に生活と仕事のバランスを崩すほどのストレスとなることも観察できた。任期制というプレッシャーを受けながらも、プロジェクト遂行が、自分のキャリア実現、自己実現へとつながっているという認識が背景にある。このような研究所員の経験はインタビューや現地調査を行わなければ知り得ないことであったが、これは移民の権利を保障し社会参加を促そうという理念の下で活動をしている研究所として問題があることを再度指摘しておきたい。

結論としては、まず、社会的要請と AMEP の教育プログラムのなかで AMEP

RC が果たしている役割として、社会における移民に対するさまざまな社会的要請を取捨選択して研究や教師教育のプロジェクトを作成し、その成果を専門的意見として DIAC へ提出することを通して教育プログラムに反映することにあることが確認できた。しかし、プロジェクトの計画作成の段階から学問的必要性や現場の教師の要望だけではなく、政府の意図が考慮されていること、プロジェクト計画の承認は政府の方針に大きく左右されることなどから、結果として DIAC の意図を学問的に権威付ける役割を果たしているという側面もある。この仕組みは関係各所の優先課題や研究・教育方法などの理念が近似の場合には、AMEP RC の研究内容が DIAC という第三者による承認によって社会的な正統性を高める肯定的なものとして働くと考えられる。しかし、理念の異なりが大きくなるとこの仕組みは AMEP RC の立場からは DIAC による自由な研究や教育の妨害、DIAC の立場からは AMEP RC による必要性のない研究の推進と受け取られかねない。このような状況に陥ると社会的要請、研究、教育現場の三者をつなぐ仕組みが機能しなくなるという危険性もある。このような仕組み上の問題点を克服していくことは研究機関と教育機関、そして行政機関の関係を考える上で重要な論点となるということができよう。

本研究のように、社会の移民に対する要請とカリキュラム、教授法が研究を通してどのようにつながっているのかを明らかにすることは、移民の権利保障がどのような枠組みで行われ、それが現場の言語教育とどのようにつながっているのかを可視化していく作業ともいえ、同時に多文化社会における主流言語教育の持つ課題を明らかにする作業でもある。先述の通り AMEP RC は、本研究機関の末でもある 2009 年末に一部機能を残して閉鎖された。しかし、多文化主義政策の下で 20 年にわたって AMEP を支えてきた AMEP RC を中心としたオーストラリアにおける移民に対する英語教育の仕組みを検討することは、多文化・多民族化が加速しつつある日本への応用を構想する際には有用な視点を与えてくれることだろう。

今後も本研究で検討した視点から、AMEP RC 閉鎖後の研究・教育の仕組みのあり方、そして移民の権利保障、社会的包摂の促進などの AMEP の理念の展開などに引き続き注視していきたい。

1 イングリッド・ピラー (PILLER, Ingrid) 「英語を通した社会的包摂 言語政策と移民計画」川村千鶴子、近藤敦、中本博皓編著『移民政策へのアプローチ ライフサイクルと多文化共生』明石書店、2009 年、p.261

2 AMEP RC は 2009 年末で一部の機能を除いて閉鎖された。この閉鎖は決定が急であったこともあり関係者に衝撃を与えた。本研究の調査のほとんどの部分が、閉鎖以前に行われ、主要な考察も AMEP RC が継続するであろうという前提の下で行われている。そのため閉鎖の影響で若干の認識の変化が求められる点があるだろう。しかし、研究報告の迅速性を重視する必要性や、日本への示唆を探るにあたって一時代を彩った AMEP RC を含めた仕組みを検討することの価値に変わ

りはないとの考えなどから、一定の修正のみで発行することとした。

³ Burns “Collaborative research and Curriculum Change in the Australian Adult Migrant English Program” *TESOL Quarterly*, 1996

Burrows “Washback in Classroom-Based Assessment: A study of the Washback Effect in the Australian Adult Migrant English Program” Liying Cheng et al. *Washback in language testing: Research contexts and methods*, Lawrence Erlbaum Associates, 2004

⁴ 前田耕司「多文化社会における成人移民教育と識字問題－オーストラリアの場合－」『日本社会教育学会年報』 35 集、1991 年、pp.116-125

⁵ 中西直和「言語政策としての移民教育」『オーストラリア移民文化論－「異文化」と「普遍文化」の接合－』松籟社、1999 年、pp.117-128

⁶ 渡辺幸倫「多文化主義下での言語教育－オーストラリアにおける言語的マイノリティに対する主流言語教育－」渡戸一郎、川村千鶴子編『多文化教育を拓く マルチカルチュラルな日本の現実のなかで』、明石書店、2002 年、pp.226-254

渡辺幸倫「オーストラリア多文化主義における成人移民に対する英語教育の研究 ニュー・サウス・ウェールズ州成人移民英語サービスのバイリンガルクラスを中心に」早稲田大学教育学会紀要 2 号、2001 年、pp.74-80

⁷ 渡辺幸倫「オーストラリアにおける成人移民教育の研究－英語教授法の批判的考察を中心に－」早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊第 13 号 1、2005 年、pp.105-116

⁸ 那須恒夫「オーストラリアにおける言語教育 Part 19 国立英語教授・研究センター」高知大学教育学部研究報告(通号 56)、1998 年、pp.123-132

⁹ 前掲「英語を通じた社会的包摂 言語政策と移民計画」2009 年、pp.259-261

¹⁰ 渡辺幸倫「オーストラリアにおける成人移民教育の研究－第二言語学習と同化・周辺化の関係をを中心に－」早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊第 9 号 2、2002 年、pp.139-148

¹¹ 渡辺幸倫「識字学習を軸とした第二言語としての主流言語学習の考察」『識字に関する総合的研究』早稲田大学教育総合研究所、2006 年、pp.26-29

¹² 渡辺幸倫「オーストラリアにおける成人移民英語教育の研究－移民政策と教授法の関係をを中心に－」日本社会教育学会紀要 No.42、2006 年、pp.97-107

¹³ Department of Immigration and Citizenship, *Annual Report 2006-2007*, <http://www.immi.gov.au/about/reports/annual/2006-07/html/> (2010 年 2 月 3 日閲覧)

¹⁴ Department of Immigration and Citizenship(DIAC), *The National Client Satisfaction Survey of Adult Migrant English Program 2007 Report*, Australian Government, 2008

¹⁵ Department of Immigration and Citizenship, *Fact Sheet 2 – Key Facts in Immigration*, <http://www.immi.gov.au/media/fact-sheets/02key.htm> (2010 年 2 月 3 日閲覧)

¹⁶ 前掲「英語を通じた社会的包摂 言語政策と移民計画」2009 年、p.260

¹⁷ Martin, Shirley, “The teaching program – early years: 1946-64”, *New life New language The history of the Adult Migrant English Program*, Sydney, National Centre for English Language Teaching and Research, 1999, pp.71-88

¹⁸ 渡辺幸倫「オーストラリア成人移民英語プログラムにおける英語能力評価の考察－多文化教育の視点から－」早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊第 12 号 1 (pp.227-238) 2004 年 10 月

¹⁹ 渡辺幸倫「オーストラリアにおける成人移民英語教育の研究－難民特別準備プログラムを中心に」早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊第 13 号 2、2006 年

²⁰ 難民などで特別な理由がある場合には 400 時間が追加されることがある。詳しくは前掲「オーストラリアにおける成人移民英語教育の研究－難民特別準備

プログラムを中心に」参照

²¹ 前掲「英語を通した社会的包摂 言語政策と移民計画」2009年、p261

²² NCELTR には、大学準備用の英語教育などの部門もあったが、2000年の組織変更により、AMEP 関係の部門との切り離しが行われた。

²³ パートタイムの研究所員や在外研究中の者などもおり実質所員数は確定しにくい。そのため調査時に研究所で実働していた者を中心に「約」20人とした。

²⁴ Adult Migrant English Program Research Centre, *AMEP Research Centre home page*,

<http://www.ameprc.mq.edu.au/> (2010年2月3日閲覧)

²⁵ Adult Migrant English Program Research Centre, *Annual Report 08*, Australian Government, 2009, p.8

²⁶ 2009年末の AMEP RC 閉鎖後に残された一部の機能は、主にこの大規模プロジェクトのとりまとめ業務であった。

²⁷ これは移民の人権を保障するための教育という観点からは重要な論点なので別稿にて論じたい。

²⁸ 調査前年末(2007年12月)に労働党政府へと政権が交代し、調査時は調整期間にあった。前政権が12年かけて作り上げた体制のまま現政権の人々が指揮をとっているので、行政上の不都合が多く、その調整のために(入札時の優先事項の変更などを通して)体制自体を変更しようという動きがある。これは多くのインタビュー対象者や他の政府関係機関で働いている人々からも聞くことができた。

²⁹ Department of Immigration and Citizenship, *Review of the Adult Migrant English Program, Discussion Paper*, July 2008, p.9

http://www.immi.gov.au/living-in-australia/delivering-assistance/amep_discussion_paper.pdf (2010年2月4日閲覧)

³⁰ 詳細は割愛するが、インタビュー調査期間中にも研究所で平日の深夜近くまで長時間研究を行っている者や、土日にも出勤して研究を進める者もいた。インタビュー調査時に入院している者はいなかったが、その後の再訪時や専門家を招聘した際の情報では体調を崩し入院する者が少なからずいたという。もちろんこれらの入院が全て長時間の研究に起因すると断定はできないが、他の研究所員からは長時間の勤務を原因とする言説が多く聞かれた。

³¹ 特に調査前年の組織改革までは、言語学部と人員や運営が大きく重複していた。AMEP RCの独立性は改革後高まったものの、言語学部の影響はまだ残っている。

第二部

研究協力者からの寄稿

FINAL REPORT

Submitted to
Yukinori Watanabe
Sagami Women's University
Kanagawa, Japan

30 May, 2010

By

Kimie Takahashi, PhD
The Adult Migrant English Program Research Centre
The Department of Linguistics
Macquarie University, Australia

Table of Contents

Table of Contents	33
Outline	34
Section 1: Description	34
Section 2: Consultation	34
2.1 Background	34
2.2 The Adult Migrant English Program (AMEP) 1948 - Present	35
2.3 The AMEP Research Centre	35
2.3.1 Research Project 2008-2009	36
Section 3: The Future Direction	38
Conclusion	41

Outline

The main purpose of this report is to summarize the consultation service I provided to Yukinori Watanabe for his project on the Adult Migrant English Program Research Centre (AMEP RC), funded by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. The report contains three sections: the first section provides information regarding the logistic details of the consultation; the second section reports on the content of my consultation, and the third section offers the future direction of the AMEP Program and AMEP RC.

Section 1: Description

Duration: November 16 – 20, 2009

Location: Sagami Women's University, Kanagawa, Japan

Purpose: to provide information regarding the past and current activities of the AMEP RC and the future direction of the Centre.

Consultant Profile: Dr. Kimie Takahashi is a Postdoctoral Research Fellow at the AMEP RC, Macquarie University, Sydney, Australia. Her research interests include second language learning, multilingualism, migration, study abroad and gender and how these intersect with social inclusion and exclusion of transmigrants in an era of globalisation. Takahashi has been involved in a sociolinguistic study of tourism between Japan and Australia funded by Macquarie University and directed by Professor Ingrid Piller (Former Executive Director of the AMEP RC). She has previously provided consultation to the Japanese Ministry of Justice through the report on Australian migration policy (2002) and to Zayed University (the United Arab Emirates) to produce a joint grant application for a tourism project with Prof. Ingrid Piller (2009).

Section 2: Consultation

2.1 Background

Watanabe's funded project aims to investigate the role of the AMEP RC in the provision of the AMEP Programs to adult migrants in Australia. His project

specifically focuses on experience and career trajectories of the centre researchers and staff members. To this end, Watanabe conducted fieldwork and interviews at the AMEP RC in August 2008 and during his visit, I assisted Watanabe in scheduling interviews with our staff members, arranging a work space within the Centre and providing feedback on his fieldwork. To further assist his project, my one-week consultation visit was arranged and the following information was provided: (1) brief history of the AMEP RC, (2) the Research Centre services, and (3) the future direction of the AMEP Program and AMEP RC.

2.2 The Adult Migrant English Program (AMEP) 1948 - Present

In the post-war period, Australia embarked on a large scale immigration policy that would ensure the labour force necessary to develop the nation. As a result, not only the number of migrants increased, but so did the range of countries they came from, including non-English speaking European countries such as Italy, Greece and Latvia. From early on, the Government recognized the importance of provision of language learning assistance for new arrivals and began providing English tuition to non-English speaking background migrants in 1948 (Lo Bianco, 2008). The establishment of the Adult Migrant English Program, a nationally funded English program, was thus part and parcel of the Commonwealth Government's commitment to assist social inclusion and economic productivity among non-English migrants. The AMEP Program began as a small scale English program for non-English speaking European migrants at the migrant reception centre in Bonegilla, Victoria. The Commonwealth Office of Education was responsible for the development of program, production of materials and teacher training. From this humble beginning, the AMEP has developed into a national program, undertaken by around 20,000 new migrants per year and delivered in 250 locations around the country (Piller, 2009).

2.3 The AMEP Research Centre

Since the early 70s, research has been a vital component of the AMEP Program. It was initially undertaken by the National Curriculum Resource Centre (NCRC) in Adelaide, and in the 1989, the National Centre for English Language Teaching and Research (NCELTR), established at Macquarie

University in Sydney, replaced the NCRC. The NCELTR provided leadership and expertise in research and professional development and was renamed the AMEP Research Centre in 2000. Funded by the Commonwealth Department of Immigration and Citizenship (DIAC), the AMEP RC provided research, professional development, publications and information services to the Adult Migrant English Program nationally until December 2009. Research Centre services for the Adult Migrant English Program included:

1. Conducting research into language and literacy education;
2. Coordinating a national research program for the AMEP;
3. Conducting professional development programs and activities for AMEP teachers;
4. Maintaining the website which provides news, information and access to online professional development for AMEP teachers across Australia;
5. Providing, through its Resource Centre, a comprehensive range of library and information services on all aspects of English language education and applied linguistics;
6. Publishing and distributing research reports and associated teaching and learning materials, and
7. Publishing *Prospect*, the internationally recognised journal of the AMEP.

2.3.1 Research Project 2008-2009

One of the most recent and notable centre services is the research project entitled, *Language Training and Settlement Success: Are They Related?* It was a one-year ethnographic project funded by DIAC (approx. \$680,000), involving over 150 AMEP learners and eleven AMEP providers around Australia. It is considered to be the most comprehensive survey of immigrants ever to be undertaken in this country. The main aim of the project was to provide government and other agencies with reliable data to monitor and improve immigration and settlement policies, programs and services. To this end, the project sought to provide insights into the following questions:

1. What kinds of interactions in English do contemporary AMEP clients engage in inside and outside the classroom during their time in the AMEP and afterwards?;

2. How are the two related and how can their fit be improved? And
3. How are interactions in English different for different learner groups and how can language training be customized to meet the language needs of different client groups?

The types of data collected for the project consisted of:

1. Interviews;
2. Field notes, observations, materials, assessments;
3. Digital recordings of goal-oriented and social interactions inside and outside the classroom.

The main roles of the AMEP RC researchers were as follows:

NAME	POSITION	RESPONSIBILITY
Ingrid Piller	Professor Executive Director	Submission of the proposal for the project and provision of consultation on the overall project.
Lynda Yates	Associate Professor Acting Director	Provision of direction on the overall project.
Loy Lising	Project Manager	Management of the project, including directing researchers and liaising with the participating AMEP centres.
SunHee Kim Agnes Terraschke Beth Zielinski Kerry Taylor-Leech John Ehrich	Postdoctoral Fellows	Data collection, management and analysis, liaison with the participating AMEP centres.
Pamela McPherson	Director of Teacher Development Services	Data collection, management and analysis, and liaison with the participating AMEP centers in Brisbane.

To date, researchers listed above have presented key findings from the project at international and domestic conferences. Associate Professor Lynda Yates is currently completing the final report of the project. The comprehensive and up-to-date presentations can be found on the AMEP website¹.

Section 3: Future Direction

At the time of my consultation visit, the AMEP RC was scheduled to cease its operation in December 2009. Traditionally the contract was tendered by the Department of Immigration and Citizenship every five years and Macquarie University had been the provider of the AMEP RC services since December 2004. Although DIAC acknowledges the importance of the role the Centre plays, a new tender has not been announced to date. As a result, the majority of researchers and administrative staff completed their service in December 2009. In December 2009, however, DIAC agreed to provide further funding for a number of centre activities until March 2010. These activities included IT support, publishing and task-band assessments. While the AMEP RC existed in these limited capacities until March 2010, the negotiation between Macquarie University and DIAC is ongoing and outcomes are expected to be announced sometime in this year.

Prior to the scheduled closure of the AMEP RC, the AMEP National Forum, *Language Training for Social Inclusion*, was held at Macquarie University in November 12-13 2009. Centre and associate researchers presented findings of the SPRP project and The Hon Laurie Ferguson as well as representatives from AMEP providers across Australia attended the Forum. In particular, the Former Executive Director, Professor Ingrid Piller, offered her insights into the future direction of the AMEP Program during her keynote lecture. I will outline her speech in detail below as it has important implications for Watanabe's research.

Piller began her talk with her observation that while the AMEP Program has an excellent reputation overseas as the best language and settlement

¹ http://www.ameprc.mq.edu.au/events/ameprc_national_forums/2009_forum_3

practice in the world, it remains under-appreciated in the Australian context. She pointed out the presence of expectations that the AMEP Program should provide a 'seamless transition from the airport to workplace', and that unrealistic expectations such as this are overburdening the program. Piller identified four assumptions about language learning and settlement and their relationships that seem to underlie these expectations. These include:

Assumption 1: There is such a thing as "workplace language" (and it's different from "language for settlement");

Assumption 2: Language learning "in the real world" of the workplace is superior to language learning in the classroom;

Assumption 3: Limited proficiency in English is the main barrier to (adequate) employment faced by migrants;

Assumption 4: Employment equals social inclusion.

Piller challenged *Assumption 1* by highlighting the fact that language plays different roles in different workplaces. It is therefore unproductive to assume that 'workplace language' can be taught uniformly because it is hard to predict what kind of language or communication skills and knowledge are required. It is her view that the language program needs to be tailored to the specific needs and setups of the workplace.

In pointing out *Assumption 2*, Piller argued that migrants do not necessarily learn language in the workplace. The point in case was thousands of migrants who reportedly work at home in isolation from the mainstream society and who do not have an opportunity to practice English (<http://dl.screenaustralia.gov.au/module/331>). Research findings also demonstrate poor outcomes from naturalistic learning. For instance, due to lack of proficiency in English, many migrants are forced into low-skilled, manual, short-term work (Villenas, 2001), ethnic workplaces (Goldstein, 1996), and/or shadow economy (Ehrenreich & Hochschild, 2003), where the use of English is not necessary or their 'migrant' identity limits access to an opportunity to practice English. Piller stressed the need for learners to be taught and shown through concrete examples in the formal setting of classroom.

Assumption 3 illuminates the widely-held belief that limited proficiency

in English is the main barrier to (adequate) employment faced by migrants. However, Piller stressed two facts that (1) having adequate English proficiency does not ensure adequate employment and that (2) there are a variety of barriers other than English that structures migrants' access to employment. A Melbourne-based research (SBS, 2009) found, for instance, that having 'ethnic names' significantly decreased the chance of being called for a job interview. The researchers sent 400 fake resumes to a variety of companies and the resume was exactly the same except that names of applicants were different. Resumes included Anglo, Italian, Chinese and Middle East sounding names. Those with ethnic names had a significantly lower call-back rate from companies than those with Anglo names, except for one type of occupation – Italian applicants received significantly more call-backs for a barister job. Piller concluded that the findings from this research demonstrate how language is in fact only one type of barriers and how racism and ethnic discrimination could considerably hinder migrants from finding employment.

Finally, Piller challenged *Assumption 4* by pointing out that certain types of employment do not necessarily bring a sense of social inclusion. The reference that she provided was "*Living low-paid: The Dark Side of Prosperous Australia*" (Masterman-Smith & Pocock, 2008), which demonstrates uncertainties, struggles and disenchantment of migrants who work in low-paid occupations. The findings presented in Masterman-Smith and Pocock (2008) show how, for instance, the low-paid migrant workers could not afford dental treatment, and as a result had to pull out a tooth by themselves. They also found that these low-paid workers are not only money-poor, but also time-poor, particularly hospitality workers. For instance, many cannot afford to live close to their workplace, i.e. in the central part of Sydney, and are forced to commute for a long time. In addition to their long and irregular shift hours, the long commute significantly undermines the social fabric in that they cannot adequately look after themselves, their family or support their community. Most of the low-paid workers identified in Masterman-Smith and Pocock's (2008) study were in fact migrants. With this example, Piller called for the effort to address not only social exclusion of those unemployed, but also those who are low-paid, adding the fact that many of the low-paid work is *not* a stepping stone, but rather are 'dead-end' occupations.

Having identified and challenged the four assumptions, Piller offered a reframing of challenges for the future of the AMEP Program as follows:

- Nation building, civic engagement, social inclusion;
- Teacher and learner autonomy;
- Being guided by the aspirations of our students and the future of our society rather than the visa categories under which someone entered the country.

Conclusion

This report summarized the consultation work I provided to Watanabe between 16 - 20 November, 2009. In my view, it is clear that Watanabe's research is of considerable importance to Japan's endeavour to create a socially inclusive society in an increasingly mobile world. With a growing number of foreign residents and workers in Japan, a national provision of language assistance will hold the key to assist them into settlement and hence social inclusion. However, as pointed out by Piller above, the approach to the provision of language assistance/programs has to be nuanced in that it needs to acknowledge the intersection of linguistic practices, language ideologies and market interests in structuring social inclusion or exclusion of migrants from a variety of backgrounds. It is in this context that a research centre, such as the AMEP RC, plays a significant role in identifying linguistic and social challenges and inequalities that are embedded in the experience of migrants from culturally diverse backgrounds. Any language program for migrants needs to be informed by empirically-based study produced through sound research projects that are sensitive to specific workplace, national and local contexts. Therefore, establishing a research centre and professional development for researchers are key to a successful provision of adult migrant language programs.

References

- Ehrenreich, B., & Hochschild, A. R. (2003). *Global Woman: Nannies, Maids, and Sex Workers in the New Economy*. New York: Metropolitan Press.
- Goldstein, T. (1996). *Two languages at work: Bilingual life on the production floor*. Berlin: Mouton de Gruyter.
- Lo Bianco, J. (2008). Language Policy And Education In Australia. In M. Steven & N. H. Hornberger (Eds.), *Encyclopedia of Language and Education* (Vol. 1: Language Policy and Political Issues in Education, pp. 343-353). New York Springer.
- Masterman-Smith, H., & Pocock, B. (2008). *Living Low Paid: The Dark Side of Prosperous Australia*. Sydney: Allen & Unwin.
- Piller, I. (2009). Eigo wo tooshita shakaitekihousetsu: Gengoseisaku to iminkeikaku [The Adult Migrant English Program: Language Learning, settlement and social inclusion in Australia]. In C. Kawamura, A. Kondoh & H. Nakamoto (Eds.), *Iminseisaku eno approach: Raifusaikuru to tabunkakyousei* (pp. 259-261). Tokyo: Akashi Shoten.
- SBS. (2009). 'Ethnic names' struggle in job search, <http://www.sbs.com.au/news/article/1029882/-Ethnic-names-struggle-in-job-search>.
- Villenas, S. (2001). Latina mothers and small-town racism: Creating narratives of dignity and moral education in North Carolina. *Anthoropology and Education Quarterly*, 32(1), 3-28.

Prospect Journal の研究動向
——オーストラリア Adult Migrant English Program 施策の一環として——

樋口くみ子（一橋大学大学院・博士後期課程）

「私達が成人移民英語プログラム研究所でなかったら、この(大規模なエスノグラフィー)研究は実現不可能だったでしょう…(中略)規模的にも…(中略)対象者へのアクセスという面でも…」(2010年3月19日、成人移民英語プログラム研究所所長)¹

1. はじめに

1948年に移民の社会的包摂を目的にオーストラリアの成人移民英語プログラム (Adult Migrant English Program、以下 AMEP と表記) が開始されて以降、60年以上の歳月が流れた。このプログラムに関してなされた研究 (以下 AMEP 研究と表記) は枚挙にいとまがないが、近年ではそれらの研究が政策から相対的に自律しながらも、間接的・直接的に政策の影響を受けるかたちで発展してきたことが渡辺(2006,2010)により明らかになっている。

渡辺によれば、「同化主義期」「多文化主義期」「経済合理主義期」の三期と区分されるオーストラリアの政策転換期において、それぞれの時期の政策に親和的な言語教育内容が AMEP の教育提供機関で実践されてきた(渡辺 2006, pp.98-104)。また、独自の発展を遂げたとされる言語教育理論は、政策に親和的な理論が教育提供機関で採択されることを通して、間接的に政策の影響を受けている点も明らかになっている (渡辺 2006, pp.104-105)。

ごく最近の渡辺の研究(2010)は、AMEP 研究の中心的な発信の場である成人移民英語プログラム研究所 (AMEP Research Centre、以下 AMEP RC と表記) を対象に、研究に対する政策の直接的な影響を指摘している。具体的には、政府から経済的援助を受けていることと大きく関係し、研究期間の制限や研究計画に対する審査といったかたちで、AMEP RC の研究内容そのものが政府によって制限され方向づけられている(渡辺 2010, pp.1-17)。

このように AMEP 研究は、直接的・間接的いずれにせよ、政策の少なくない影響のもとで構築されてきた。だが、近年、政策の直接的影響の要因となっている、活動資金の提供先に変動が起きている。1989年に設立されて以降、政策の経済的援助を受けながら AMEP 研究の中心的な場を担ってきた AMEP RC が²、2009

年末をもって閉鎖されることになったのである。同時に、AMEP 研究成果の発信およびその社会的還元の一形態として、1985 年から 24 年間にわたり AMEP 活動の一環として刊行されてきた『プロスペクト：オーストラリア・英語教授法／教員ジャーナル』（Prospect: An Australian Journal of TESOL³、以下『プロスペクト』誌と表記）も、2009 年末をもって廃刊となっている。

このように長年にわたり AMEP 研究を中心的に支えてきた研究活動・発信の場が姿を消していく中で、今後どのような場が AMEP 研究の中心を担っていくのか、いまだ明確ではない状況にある。当然ながら、今後も AMEP RC や『プロスペクト』誌の代替的な存在が現れ、AMEP 研究の中心的な場を担っていくことは十分予想されるが、前述した渡辺の知見をふまえると、そうした新しい研究の場が政策の影響を免れることは困難であろう⁴。したがって、AMEP 研究に対する政策の影響や、政策に対する研究の相対的自律性を検討していくことが、今後の最重要課題になると思われる。以上をふまえ、そうした課題を検討するための資料提供となることを目的に、本稿は従来の AMEP 研究発信の場における研究動向を素描していくことを課題とする。

2. 研究対象

これまでの AMEP 研究発信の場における研究動向を素描する上にあたり、研究対象としては、AMEP RC そのものと『プロスペクト』誌の二者が考えられる。ただし、前者に関しては本報告書の第一部で渡辺が既に異なる角度からの分析を行っているため、本稿では渡辺の研究を補完するかたちで、AMEP 施策の一環として、1985 年から 2009 年まで年 3 回にわたり刊行されてきた学術雑誌『プロスペクト』誌を対象とする。

分析範囲としては、1985 年から 2009 年まで発行された『プロスペクト』誌全号(1 巻 1 号～24 巻 3 号)を取りあつかう。

『プロスペクト』誌は AMEP 施策の一環として創刊されており、また、主に AMEP RC が発行を担ってきた点で、雑誌に対する政策の影響があることは明らかである。さらに、分析にあたって留意しておきたいのは、よりミクロな側面として『プロスペクト』誌が掲載論文を統制していく、すなわち特集というかたちで執筆以前に掲載論文を統制する側面である。これは、実際に論文の内容を規定するという点で、論文に対する直接的な影響の側面にあたるといえる。雑誌が掲載論文に影響を与えるその他の統制的な側面としては、投稿論文の掲載の可否を選定する側面も考えられる。そこには、雑誌の趣旨に合う研究内容が採択されていくという点で、投稿論文に対する間接的な影響の可能性も十分に考えられる。ただし、全ての投稿論文が雑誌の趣旨に正確に合わせたものであるとは考え難い以上、そこには雑誌・投稿論文間のせめぎあいの余地があるとも推察される。

本稿では、これら二側面に留意した記述を行っていくが、そもそも AMEP の研究活動の場を担ってきた『プロスペクト』誌とは、いかなる類の研究を対象とする雑誌であったのか。この点に関し、先に若干の説明を行っておきたい。『プロスペクト』誌では、その発行目的に関し⁵、以下のような説明がなされている。

「『プロスペクト』誌は 1985 年、成人移民英語教育プログラム(AMEP)のジャーナルとして発足した…(中略)…現在、『プロスペクト』誌は英語教授法／教員の分野における重要課題についての国内および国際的な視点を提供する一方で、AMEP における専門的課題へと向かっている⁶。」

(Prospect,2009,24(3)、頁番号無し、和訳・下線部は筆者)

上記の引用から、同誌は研究対象に関して、英語教授法／教員分野に関する研究を許容範囲として認めながらも、あくまでも成人英語教育に関するジャーナルを目指しているという目的が読み取れる。

なお、英語教授法／教員分野に関する研究といっても幅広いが、そこには少なくとも大人を対象とする成人英語教育に限らない、若者・学生を対象とした英語教育が挙げられる。実際、2008 年以降に本誌に記載されるようになった略語の中には、AMEP RC、AMES(Adult Migrant English(Education) Service、成人移民英語(教育)サービス)、EWP(English in the Workplace、職場での英語)といった成人移民英語教育に関する用語に限らず、ELICOS(English Language Intensive Courses for Overseas Students、海外留学生のための英語集中コース)や TAFE(Technical and Further Education、高等専門学校)といった学校英語教育に関する用語も数多く挙げられている。

そこで次節では成人英語教育と若者・学生中心の英語教育間のせめぎ合いに焦点を合わせながら、『プロスペクト』誌の研究動向を描いていくことにする。具体的には、同誌 1 巻 1 号～24 号 3 号までの各号の目次欄をもとに、全論文名及び執筆者の属性に関するリストを作成し、アフター・コーディングを行うかたちで数量的傾向を把握しつつ、必要に応じて個別具体的な事例を挙げつつ、量・質的な側面からの把握を行っていく。

3. 『プロスペクト』誌の研究動向

3-1. 執筆者の構成

『プロスペクト』誌における論文内容、すなわち成人英語教育と学生中心の英語教育間のせめぎ合いを検討する前に、本項ではどのような執筆者陣が『プロスペクト』誌の論文内容を構成しているのかという点について、執筆者の所属に関する記載がなされるようになった 2001-2009 年間のデータをもとに把握してお

く。

表 1 は、執筆形態別に執筆者の所属先をまとめたものである。ここから第一に指摘できるのは、行計を見る限り、共同執筆よりも単独で執筆する執筆者が多いという点である。これをふまえると、『プロスペクト』誌は、個々の執筆者の研究成果の発信の場となっているといえる。第二に指摘できるのは、この際の執筆者のほとんどは大学に所属する者であり、したがって『プロスペクト』誌は研究者のための研究誌ということができる。なお、表 1 の「その他」に該当する機関の内訳は、AMES や TAFE(Holmesglen Institute)のように実際の教育提供機関ならびに NSW 州教育省といった官公庁となっている。ここからは、研究対象として実際の教育提供機関や官公庁に協力を依頼することはあっても、実際の論文を生産する中心的な主体は大学に勤務する研究者という、これまで述べたアカデミックな研究誌としての側面を裏付ける状況が窺える。

表 1 執筆形態別にみる執筆者の所属先

所属 執筆形態	大学(%)	その他(%)	行計(%)
第一執筆者	130(92%)	11(8%)	141(100%)
第二執筆者	46(96%)	2(4%)	48(100%)
列計(%)	176(93%)	13(7%)	189(100%)

次に表 2 は執筆者を彼らの所属機関がある国別に集計したものである。これをみると、国内・国外執筆者ともにほぼ同じ割合を占めるという、国際的な執筆者構成が窺える。その背景には、少なくとも『プロスペクト』誌は前述したように、英語教授法／教員分野に関する研究を許容範囲として認めているが、外国語教育という国際的なテーマが影響していることも十分に考えられる。

表 2. 2001-2009 年間の執筆形態別にみる執筆者の所属先の国

所属先の国 執筆形態	国内(%)	国外(%)	行計(%)
第一執筆者	72(51%)	69(49%)	141(100%)
第二執筆者	25(52%)	23(48%)	48(100%)
列計(%)	97(51%)	92(49%)	189(100%)

こうした執筆者の所属国を多い順にまとめたのが表 3 である。ここから指摘できるのは、執筆者の上位を占める国々は英語圏内であるという点である。実際、第一・第二執筆者ともに上位の多くを占めるのはニュージーランド、英国、米国、カナダといった欧米の英語圏内の国々である。これに加え中国も上位に位置するが、その具体的な所属大学の多くは香港であり、シンガポールと同様に英語圏内

の国として位置づけることができる。他方、日本・タイといった非英語圏内のアジアの国々及び同じく非英語圏内のドイツ・ベルギーといった欧州、イラン・イスラエルといった中東の国々はほとんど存在しない。また、これらの国々の順位は、オーストラリアに向けた移民の数の多さを示しているわけでもない。この点をふまえると、『プロスペクト』誌は、同じく移民を受け入れる英語圏内の国々が、移民受け入れにあたって必要となる英語教育に関する知見の交換の場となっているといっても過言ではない。

表 3. 2001-2009 年間の第一・第二執筆別に見る所属国順位

順位	国名	第一執筆者	国名	第二執筆者
1	オーストラリア	72	オーストラリア	25
2	ニュージーランド	18	ニュージーランド	7
3	中国	11	英国	4
4	英国	9	カナダ	4
5	米国	7	米国	2
6	カナダ	4	スウェーデン、ベルギー シンガポール、マレーシ ア、タイ、中国	1
7	日本	4		
8	タイ	4		
9	シンガポール	3		
10	マレーシア	2		
11	ドイツ、スウェーデン、 ベルギー、ベトナム、 イラン、イスラエル、 トルコ	1		

3-2. 研究対象の傾向(1)——成人から若者・学生中心へ

それでは『プロスペクト』誌の論文内容については、どのような構成となっているのであろうか。表 4 は 1985 年から 2009 年までの間に『プロスペクト』誌に掲載された文献について「成人中心」「どちらでもない」「若者・学生中心」項目へと分類した結果を表したものである⁷。本表を見る限りは、成人ないし若者・学生のいずれかに専門特化する場合は、どちらかというと成人中心研究に偏る傾向にある。

表 4. 1985-2009 年の『プロスペクト』誌における研究対象分布

成人中心(%)	どちらでもない(%)	若者・学生中心(%)	列計(%)
104(25%)	265(62%)	55(13%)	424(100%)

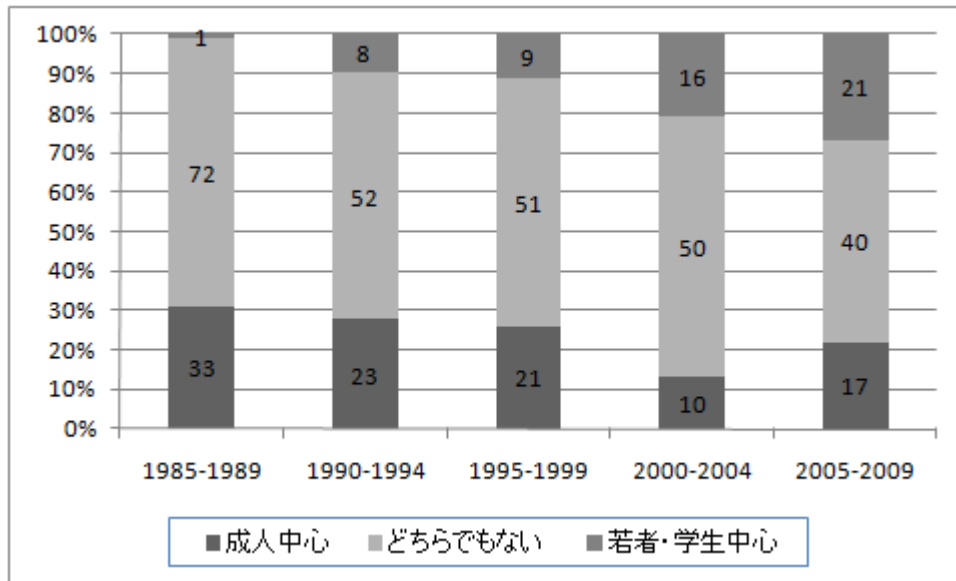


図 1 5 年間隔にみる『プロスペクト』誌の研究対象推移

ただし、『プロスペクト』誌においては、経年的に見た場合、常に成人中心の研究に偏ってきたわけではない。図 1 は、表 1 の集計結果を更に 5 年間隔に分類したものである。図 1 から第一に指摘できるのは、若者・学生中心の研究は『プロスペクト』誌創刊以降、一貫して増加し続けている点である。そして、2000 年以降は成人中心の研究よりも多くの割合を占めるようになってきている。つまり『プロスペクト』誌は、成人中心の研究を目指しながらも、廃刊時期に近づくにつれ、若者・学生中心の研究に押されつつある状況にあったのである。

他方で、図 1 から第二に指摘できるのは、成人中心研究の割合は常にどの時代にも一定程度の割合で存在していたものの、それは増減を繰り返すかたちで不安定なかたちで存続してきた点である。この背景について、もう少し検討しておくことにするが、結論を先に述べるならば、雑誌側が特集を組むという統制の変数を除くと、成人中心の研究は実際には創刊以後一貫して減少傾向にあったことが指摘できる。

具体的な詳細について見ていこう。まず、1985-1989 年間に成人中心研究が多かったのは、創刊期ゆえに組まれた AMEP 特集と、1987 年 2 巻 2 号の「特集：職場での英語(Special feature-English in the Workplace)」が 5 部編成で組まれたことが大きな理由となっている。実際、1985-1989 年間に『プロスペクト』誌に掲載された成人中心研究の内ほとんどが最初の三年間に集中している(計 33 件中 24 件)。次に、1995-1999 年間に再び成人中心研究が増加傾向となるが、その背景には 1998 年が AMEP50 周年にあたり、特集号が組まれた点が理由として挙げられる。実際、この時期の成人中心研究計 21 件のうち 13 件が 1998 年に書かれており、一時的な増加に過ぎないことが窺える。最後に 2005-2009 年間にも成人中心研究はやや盛り返しをみせているが、その背景には、2007 年 22 巻 3 巻で「成人 ESOL⁸プログラム政策・実践・研究——国際的視点(Policy, practice and

research in adult ESOL programs: An international perspective)」特集が組まれ、2008 年 23 巻 2 号で「職場での言語(language in the workplace)」が特集されている点が挙げられる。その中で 2005-2009 年間における成人中心の研究計 17 件のうち、2007 年は 7 件、2008 年は 6 件を占めている。このように『プロスペクト』誌では、雑誌側が特集を組むという直接的な統制をもってして成人中心研究を保とうとしたものの、その統制を凌駕するかたちで、着実に増加傾向にある若者・学生中心研究に中心的な場を奪われていったのである。

3-3. 研究対象の傾向(2)——比較的裕福な層へ

こうして研究対象は成人中心の研究から若者・学生中心の研究へと推移してきたが、詳細について質的データをもとに更に検討を加えておくことにしたい。

若者・学生中心の研究が成人中心研究を凌駕するのは 2000 年以降である。その内訳をみると、2000 年－2004 年間では、例えば 2000 年 15 巻 2 号「移民の若者(young immigrants)」や 2003 年 18 巻 1 号「中等教育校生(middle school student)」、同年同巻同号「アカデミック・ライティング・クラス(academic writing classes)」など、比較的様々な背景・学校段階にいる子ども・若者達が対象となっていた。これに対し、2005-2009 年間は、例えば 2006 年 21 巻 2 号「外国人留学生(International student)」、2007 年の 22 巻 1 号「経営学部一年生(first-year students of business)」、2008 年 3 号「医学生インタビュー(medical student interviews)」と、大学教育を受ける若者を対象とする場合が増加している⁹。ここには、2000-2004 年間に見られた多様な背景をもつ若者達から、明らかに留学生や経営学部生や医学生といった、比較的裕福な第二言語話者へと対象がシフトしつつある傾向が見られる。

他方、成人中心研究については、雑誌側の特集号による統制があつてこそ一貫した減少傾向を避けることが出来た点は前述した通りであるが、これと関連して成人中心研究を語る際には、その特集内容と切り離すことができない。成人中心研究は 2000-2004 年間にはほとんど姿を消していたが、2005 年以降は 2007 年 22 巻 3 巻の「成人 ESOL プログラム政策・実践・研究——国際的視点(Policy, practice and research in adult ESOL programs: An international perspective)」特集、2008 年 23 巻 2 号の「職場での言語(language in the workplace)」特集により盛り返しを見せている。この際、前者の海外特集では「ニュージーランドにおける成人移民及び難民(adult immigrants and refugees in New Zealand)」や「英国における成人の ESOL(Adult ESOL in the United Kingdom)」といったように、経済的には多様な背景をもつ移民が推察されるのに対し、後者の国内の職場特集では「ビジネス・プロセス・アウトソーシング産業が英語評価に求める内容とは?(What does the Business Processing Outsourcing industry want for English language assessment?)」、「非英語話者の背景をもつ会計士(Non-English-speaking background accountants)」といったように、比較的恵まれた職業に従事する移民が対象となっている。ここには、2005 年以降の国内の

若者・学生中心研究の動向と内容的に相同性をもつかたちで、両者ともに比較的に裕福な層を対象に研究を進めていく傾向がみられる。

4. おわりに

本稿では、AMEP RC および『プロスペクト』誌の代替的な存在となりうるような新たな AMEP 研究発信の場が未確定な状況の中、今後の AMEP 研究に対する政策の影響および研究の相対的自律性を検討するための資料提供となることを目的に、『プロスペクト』誌の研究動向を素描することを課題としてきた。その結果、近年の『プロスペクト』誌においては、成人中心研究の特集を組む雑誌側の統制を超えて若者・学生中心の研究が増加傾向にある点と、具体的な研究対象としては成人および若者・学生研究はともに比較的に裕福な層へと移行しつつあることが明らかになった。ただし、本稿で明らかにした範囲はあくまでも雑誌側の統制と、実際の研究間の関係にすぎない。また、ここで明らかになった研究関心の推移が、実際の移民層の経済的状況や背景とどのように関係しているのかについても本稿の範疇を超えている。これらの点に関しては、雑誌の背景にある政策の影響のうち、特に移民政策の変動との関わりもふまえて考察していくことを、今後の課題としたい。

【参考・引用文献一覧】

Prospect: An Australian Journal of TESOL, 1(1)~24(3).

渡辺幸倫(2006)「オーストラリアにおける成人移民英語教育の研究——移民政策と教授法を中心に」『日本社会教育学会紀要』42号、pp.97-107。

——(2010)「オーストラリア成人移民英語プログラム (Adult Migrant English Program)の研究：成人移民英語プログラム研究所 (AMEP Research Centre)の役割と課題：聞き取り調査を中心に」『相模文化研究』、pp.1-17。

¹ 2010年3月19日、オーストラリアのニューサウスウェールズ州にあるマッコーリ大学構内成人移民英語プログラム・リサーチ・センターにてインタビューを実施した。原文は「It(the ethnographic research) wouldn't have been possible if we weren't the AMEP Research Centre...huge scale...access to participants...」

² 2000年以前は国立英語教授・研究センター(The National Centre for English Language Teaching and Research)。

³ ここで用いられている TESOL とは Teaching/Teachers of English to Speakers of Other Language の略語である。

⁴ もちろん、この際の政策の影響には研究内容の制限といったものから、研究対象へのアクセスを可能にするといったものまで、研究の場からすれば肯定・否定的側面の双方が含まれる。

⁵ 2009年の *Prospect: An Australian Journal of TESOL*, 24(3)を参照。なお、当該記述箇所

は表紙裏面のため頁番号の表記はない。

⁶ 原文は以下の通り。「In 1985 *Prospect* began as the journal of the Adult Migrant English program(AMEP). *Prospect* now offer national and international perspectives on important areas of debate within the fields of TESOL, while still addressing professional issues within the AMEP.」(Prospect, 2009, 24(3))

⁷ 分類にあたっての基準は以下の通りである。①文献名に AMEP(AMES)、成人(Adult(s)) および成人を指す言葉(woman(women))、職場(workplace)、仕事(business)、加齢(aged)、会計士(accountants)といった職業名や職業従事(employment)に関連する言葉、病院(hospital)などの公共空間を含むもの、学校教育を受けていないもの(non-literate)などは、成人中心のカテゴリーに区分した。②文献名に大学(university(-ies))や学問的(academic)、大学・大学院関連の言葉(学部 graduate school、学部生 undergraduate(s))、大学院 post-graduate(s))、明らかに小中高校や大学を表している類の学校(-school)や学生(-students)や教育(-education)、大学での学習内容を示しているもの(EAS study)若者(youth・young)を含むものは、若者・学生中心に区分した。

⁸ ESOL とは、英語を母国語としない人のための英語課程(English for Speakers of Other Language)の略である。

⁹ 他にも、2005 年 20 巻 3 号「アカデミック・ライティング(academic writing)」、同年 22 巻 2 号「アカデミック・スピーキング(academic speaking)」、2009 年 3 号「オーストラリアの三大学における初年時言語教育(first-year language teaching at three Australian universities)」など、枚挙にいとまが無い。

第三部

資料翻訳

はじめに

1971 年移民（教育）法（2009 年改正）抄訳

1992 年移民（料金）法（2000 年改正）抄訳

オーストラリアの Adult Migrant English Program(AMEP)が現在拠り所としているのが、1971 年に制定された移民(教育)法 (Immigration (Education) Act 1971) である。この 1971 年民（教育）法は、現在の AMEP のあり方が規定されている点で、きわめて重要な意味を持っている¹。一方、1992 年移民（料金）法は、現在の課金体制の根拠法であり、1990 年代に行われた経済合理主義的な改革の中で、学習者にとって最も影響の大きかった法律と考えられている。AMEP に関しては本研究を含め既に様々な研究があるが、法制度という観点からの研究は課題として残されている。この分野の研究に本資料が僅かながらでも寄与できれば幸いである。

尚、翻訳にあたっては、鈴木敏幸氏に様々な助言を頂いたのをはじめ、多くの既存の資料を参考にさせていただいた。以下に主な参考文献を列挙させていただくことで、感謝の意を表したい。

<参考文献>

A joint facility of UTS and UNSW Faculties of Law, *Australasian Legal Information Institute* (<http://www.austlii.edu.au/>)

Australian Federal Attorney-General's Department, *Australian Law Online* (<http://www.law.gov.au/>)

奥野恵子「1958 年国際移動法(オーストラリア)(1)」神奈川大学大学院法学研究論集、(9)、2000 年、pp. 149-252

奥野恵子「翻訳 1958 年国際移動法(オーストラリア)(2)」神奈川大学大学院法学研究論集、(10)、2001 年、pp. 113-203

奥野恵子「翻訳 1958 年国際移動法(オーストラリア)(3)」神奈川大学大学院法学研究論集、(11)、2002 年、pp. 483-592

竹田 いさみ（編集）、永野 隆行（編集）、森 健（編集）『オーストラリア入門（第 2 版）』、東京大学出版会、全 364 ページ、2007 年

平松 紘『現代オーストラリア法』敬文堂、全 207 ページ、2007 年

¹本文中にもいくつか言及されているが、本法律以外の重要な移民関連法には以下のものがある。Immigration (Guardianship of Children) Act 1946, Migration Act 1958, Migration Agents Registration Application Charge Act 1997, Migration (Health Services) Charge Act 1991, Immigration (Education) Charge Act 1992, Migration Legislation Amendment (Migration Agents) Act 1997, Migration (Visa Application) Charge Act 1997

1971 年 移民(教育)法

Immigration (Education) Act 1971

1971 年第 3 号法（その後修正あり）

2009 年 7 月 1 日作成

2008 年 144 号修正までを反映

Act No. 3 of 1971 as amended

This compilation was prepared on 1 July 2009

taking into account amendments up to Act No. 144 of 2008

目次

第 1 条 略称

第 2 条 施行

第 3 条 定義

第 4 条 英語コースと市民権コース

4 条の A 英語コースの料金

4 条の B 英語コース

4 条の C 英語教育提供にあたっての義務

4 条の英語授業提供にあたっての義務の停止

第 5 条 教育・学習教材の支給

第 7 条 教師のための訓練コース

第 8 条 研究プロジェクト

第 9 条 取り決めなどによる支払いなど

9 条の A 非政府組織（NGO）のためのサービス

第 10 条 権限委任

10 条の A 代理人

第 11 条 費用の政府歳出負担

第 12 条 大臣による年次報告

第 13 条 規則

注

名称：移民及びその他特定の人々に対する教育コースの提供に関する法律

第 1 条 略称

この法律は、1971 年移民(教育)法として引用することができる。

第 2 条 施行

この法律は、国王の裁可を受けた日に施行する。

第 3 条 定義

この法律においては、特別の定めがない限り、次のとおりとする。

「承認されたコース (*approved course*)」とは、第 4 条で規定された英語コース又は市民権コースのことをいう。

「承認された英語コース (*approved English course*)」とは、第 4 条又は第 4 条の B に従って提供される英語コースをいう。

「教育目的の資本設備(*capital equipment of an educational nature*)」には、テープ録音・再生用装置、及び移動教室 (*portable class-rooms*)を含むが、他のいかなる建物も含まない。

「子ども(*child*)」とは、移民法(*Migration Act*)で規定される意味と同じ者とする。

「市民権コース (*citizenship course*)」とは、オーストラリアでの生活やオーストラリア市民としての権利と義務の理解を授けるように計画された教育コースをいう。

「英語コース (*English course*)」とは、英語の教育コースをいう。

「機能的な英語 (*functional English*)」とは、移民法 (*Migration Act*) 中での意味と同じとする。

「独立学校 (*independent school*)」とは、連邦、州、準州のいずれの政府によっても運営されていないオーストラリア内の学校又は教学施設で、初等教育又は中等教育、若しくはその両方を提供するものをいうが、直接的又は間接的に個人や集団の利益のために運営されているものを含まない。

「移民法(*Migration Act*)」とは、1958 年移民法 (*Migration Act 1958*) のことをいう。

「親 (*parent*)」とは、移民法中での意味と同じとする。

「永続的入国許可(*permanent entry permit*)」とは、1992 年改正移民法 (*Migration Reform Act 1992*) の第 3 条が施行される直前まで効力を有していた、移民法 (*Migration Act*) で用いられていた意味と同じとする。

「永住ビザ (*permanent visa*)」とは、移民法中での意味と同じとする。

「学校当局 (*school authority*)」とは、独立学校と関連し、学校を運営する個人又は団体をいう。

「教育・学習教材 (*teaching and learning materials*)」とは、印刷物、音声教

材、視覚教材、及び視聴覚機器を含む。

「一時ビザ (*temporary visa*)」とは、移民法中での意味と同じとする。

第 4 条 英語コースと市民権コース

大臣は、以下の者に対して、英語コース及び市民権コースの提供手配ができる。

- (a) オーストラリア外部では、オーストラリアに移民する意図のある者
- (b) オーストラリア国内では、次の者
 - (i) 永住ビザ保持者；
 - (ii) 大臣が、官報での公告によって指定した種類の一時ビザ保持者；
 - (iii) 過去に、永続的入国許可又は永住ビザを保持し、オーストラリア市民になった者；
 - (iv) 18 未満であり、少なくとも親の 1 人が、永続的入国許可又は永住ビザを過去に保持していた、若しくは現在保持している者；
 - (v) 特別カテゴリービザを保持しているニュージーランド市民；
- (c) ココス(キール)諸島地区又はクリスマス諸島の地域では、次の者
 - (i) 永住ビザ保持者
 - (ii) 大臣が、官報での公告によって指定した種類の一時ビザ保持者；
 - (iii) 過去に、永続的入国許可又は永住ビザを保持し、オーストラリア市民になった者；
 - (iv) 18 未満であり、少なくとも親の 1 人が、永続的入国許可又は永住ビザを過去に保持していた、若しくは現在保持している者；

第 4 条の A 英語コースの料金

(1) この規則によって、課金や費用回収を定めることができる。ただし、第 4 条に基づいて提供される英語コースの代価が、年間学生 1 人当たりの適用可能料金の上限を超えてはならない。

(2) (1)を目的とする規則は次のとおりとする：

(a) 英語コースへの入学時点で、次の者は所定の料金を免除する。

- (i) ヘルスケアカードの所有者；
- (ii) 登録された求職者；

(b) 料金は英語コース入学時に支払うものとする

(3) 規則により次の 1 つ、あるいは両方を定めることができる：

- (a) 異なったクラスのコースに対応して、異なった料金を規定すること；
- (b) 規則で特定される場合に、料金の返金、減額又は放棄を規定すること

(3 の A) 適用可能料金上限の算出方法の公式について

<省略>

(3 の B) 算出方法の公式に適用される詳細金額について

<省略>

(4) 本条においては、次のとおりとする。

「ヘルスケアカード (*health care card*)」とは、オーストラリア連邦、州又は準州の政府により発行され、本条の目的のために定められたカードのことをいう。

「登録された求職者 (*registered job seeker*)」とは、本条の目的のために定められた、仕事を求めている者をいう。

第 4 条の B 英語コース

大臣は、次の者に、英語コースを提供するように手配する：

- (a) 永住ビザの申請者
- (b) 永住ビザが有効になった時、少なくとも 18 歳であった者
- (c) 申請時点で機能的英語を有しない者
- (d) 移民法第 45 条の A に従って、ビザ申請料を支払った者、又は支払いを免除された者
- (e) 他の規則によって、英語教育の提供を受けることから除外されていない者

第 4 条の C 英語教育提供の義務

第 4 条の D の場合を除き、連邦政府は次の者に対して、承認された英語コースでの 510 時間の授業を提供又は提供の手配をする義務を負う：

- (a) 永住ビザの申請をした者
- (b) 永住ビザが有効になった時、少なくとも 18 歳であった者
- (c) 申請時点で機能的英語を有しない者
- (d) 移民法第 45 条の A に従って、ビザ申請料の支払いを免除された者、又は支払った者
- (e) 規則によって、英語教育の提供を受けることから除外されていない者
- (f) 以前に、この法律に基づき承認された英語コースでの 510 時間の授業の権利を与えられていない者

第 4 条の D 英語授業料支払い義務の停止

(1) 本条で定められた場合には、第 4 条の C で定められた者へのオーストラリア連邦の義務は停止される：

- (a) 承認された英語コースのプロバイダーが、係官が書面で承認した手続きに従って、書面により該当者が機能的英語を有すると認めた場合
- (b) ビザ開始日から 3 箇月以内に、該当者が、承認された英語コースに登録するのを怠った場合；
- (c) ビザ開始日から 12 箇月以内に、該当者が、承認された英語コースを開始することを怠った場合；

(2) 以下の場合に、係官は、義務の停止の当否を、書面により当該日以降の

日付をもって決定することができる。

- (a) 対象者への義務が、第(1)項あるいは本項により、特定の日で停止される場合；
- (b) 係官が、義務履行の停止が非合理的であることを確実と認めている場合；
- (3) 義務履行の停止が非合理的であるかを決定するにあたって、係官は次に掲げることのみを考慮するものとする
 - (a) 該当者の承認された英語コースの全体、あるいは部分的な受講が、承認された英語コースの提供者の作為又は不作為によって妨害されている；
 - (b) 規定されたその他全ての事項
- (4) この条においては、次のとおりとする。

ある対象者の「ビザ開始日 (*visa commencement date*)」とは：

- (a) その対象者が、当該ビザが有効となった日にオーストラリア国内に在留していた場合は、その日とする；
- (b) その対象者が、当該ビザが有効となった日にオーストラリア国内に在留していなかった場合は、その日以降で、最初にオーストラリアに入国した日とする

第 5 条 教育・学習教材の支給

大臣は、教育・学習教材の購入又は作成、及び配布の手配をすることができる：

- (a) 承認されたコースでの使用、又は
- (b) 学校での使用（承認されたコースか否かは問わない）のうち、第 4 条(b) 項(iv)号又は(c)項(iv)号の言う子供のために、且つ以下の目的のもの：
 - (i) 英語教授；
 - (ii) オーストラリアでの生活並びにオーストラリア市民の権利及び義務の理解を伝える；

第 7 条 教師のための訓練コース

- (1) 大臣は、承認されたコースに従事する教師、あるいは従事する意図のある者のための訓練コースの提供を手配することができる
- (2) 第(1)項に言う訓練コースに出席する教師は、雇用主によって、出席期間の全体又は一部について給与が支払われることとし、大臣は、雇用主が給与として支払った費用の全体又は一部に対する支払いを予算化することができる。
- (3) この条項における
 - 「雇用主 (*employer*)」とは、州あるいは準州の政府を含む。
 - 「給料 (*salary*)」とは、交通費の支給を含む。

第 8 条 研究プロジェクト

大臣は、承認されたコースの形式や、内容の改良を意図した研究プロジェクト

の実施を手配することができる。

第 9 条 取り決めなどによる支払い等

- (1) この法律に基づく取り決め(arrangement)により、連邦政府と他の当事者間の取り決め及びそれに付随する諸般の事項に対する、連邦政府から他の当事者への支払い、及び支払いに関連した規定を定めることができる。
- (2) (1)の一般性を制限しない限り、州あるいは準州政府、及び独立学校の学校当局によって提供される承認されたコースに関する第 4 条の取り決めにより、連邦政府による以下の項目に関する支払いの全体又は一部のため、若しくは支払いに関する規定を定めることができる。
 - (a) コース運営に従事する教師陣の給与及び諸経費の費用；
 - (b) コースに関連して発生する管理運営費（事務職員の給料を含む）；
 - (c) コースで使用される教育的資本設備費用；
 - (d) コースで使用される教育・学習教材(第 5 条で提供される物以外)費用
 - (e) 学生支援サービスの費用
- (3) 州あるいは準州政府、及び独立学校の学校当局によって提供される承認されたコースに関する第 4 条の取り決めは、連邦政府から当該の政府又は学校当局への贈与か否かに関わらず、コースで使用される教育的資本設備の提供についての規定を定めることができる

第 9 条の A 非政府組織（NGO）のためのサービス

大臣は、非政府組織又は非政府団体のために、語学訓練及びその他の関連するサービスの提供を手配することができる。

第 10 条 権限委任

<省略>

第 10 条の A 代理人

<省略>

第 11 条 費用の政府歳出負担

この法律の目的のための連邦政府による支出は、当該の目的のために国会によって割り当てられた財源から歳出されるものとする。

第 12 条 大臣による年次報告

大臣は、毎年 6 月 30 日以降に実行可能となり次第、当該の日付に終了する年度分の施行状況に関して、この法律を目的に歳出された連邦政府の当該年度の明細項目を含む報告書を国会に提出しなければならない。

第 13 条 規則

＜省略＞

1971 年移民(教育)法の注

＜省略＞

1992 年移民(教育)料金法

Immigration (Education) Charge Act 1992

1992 年 177 号法 (その後修正あり)

2000 年 11 月 15 日制定

1997 年の修正 27 条までが含まれている

Act No. 177 of 1992 as amended

This compilation was prepared on 15 November 2000

taking into account amendments up to Act No. 27 of 1997

目次

第 1 条	略称
第 2 条	施行日
第 3 条	定義
第 4 条	この法律の特定地域への適用
第 5 条	英語教育料金の賦課
第 6 条	英語教育料金の額
第 7 条	英語教育料金の免除
第 8 条	支払いの求められる申請者
第 9 条	権限委任
第 10 条	規則
注	

名称：英語の教授を必要とする者による特定ビザおよび入国許可申請への料金賦課のための法律

第 1 条 略称

この法律は、「1992 年移民(教育)料金法」として引用することができる。

第 2 条 施行

この法律は 1993 年 3 月 1 日に施行する。

第 3 条 定義

(1) この法律においては、特別の定めがない限り、1958 年移住者法の目的のために定められた用語を準用する

(2) この法律において、特別の定めが無い限り、次のように定義するものとする：

「英語教育料金 (**English Education Charge**)」とは、第 5 条によって賦課された料金をいう。

「免除入国許可 (**exempt entry permit**)」とは：

- (a) 大臣が、次の評価基準を満たしていると認め、認可した場合の入国許可
 - (i) オーストラリアへの永住が、申請者にとって適切な決定であること
 - (ii) その定住がオーストラリアの利益に反しないこと
- (b) 申請者が、次に掲げる者の配偶者、扶養する子、又は高齢の親であるという理由によって申請された入国許可
 - (i) オーストラリアの市民
 - (ii) 永住者

(c) この定義の目的のために規定された入国許可

「免除ビザ (**exempt visa**)」とは：

- (a) 大臣が、次の評価基準を満たしていると認め、認可した場合のビザ
 - (i) オーストラリアへの永住が、申請者にとって適切な決定であること
 - (ii) その定住が、オーストラリアの利益に反しないこと
- (b) 申請者が、次に掲げる者の配偶者、扶養する子、又は高齢の親であるという理由によって申請された入国許可
 - (i) オーストラリアの市民
 - (ii) 永住者

(c) この定義の目的のために規定された入国許可

「永住者 (**permanent resident**)」とは：

通常、オーストラリアに居住し、オーストラリアでの継続的で合法的な居住に、期間に関しての法律による制限を受けない人を用いる。

「滞在ビザ(**stay visa**)」とは：

(a) 1994 年 9 月 1 日の直前まで有効であった 1958 年移住者法における永続

入国許可のこと

(b) 永住ビザ

第4条 この法律の特定地域への適用

この法律は、1958年移住者法が及ぶ地域に適用される。

第5条 英語教育料金の賦課

英語教育料金は次の非市民による申請に対して賦課される：

- (a) 滞在ビザの申請であり、申請書の提出が1993年1月1日以降であり、かつ1997年移民(ビザ申請)料金法の施行前である場合
- (aa) いかなるビザの申請に対する申請料金であっても、1997年移民(ビザ申請)料金法の施行前に支払われている場合
- (b) 大臣が、申請者に次のこと含む通知をした場合：
 - (i) 1994年9月1日の直前まで有効であった1958年移住者法の第24条第(3)項(ab)号の声明、同じくその時点で有効であった同法律の第24条第(6)項(aa)号、第34条第(3)項(aa)号による告知
 - (ii) 1958年移住者法の26ZEAの(3)で定められた種類の声明を含む告知、そして
- (c) 申請人は、第7条のために、申請に関する料金を免除されることはない。

第6条 英語教育料金の額

- (1) 申請に関する英語教育料金の額は、この項目の規定に従い、適用可能料金上限を超えない範囲に、申請人が属するクラスによって定められる。
- (2) 1995年7月1日以降に施行された会計年度中に提出された申請に対する適用可能料金上限は、第(3)項に従い、次の公式によって求められた金額とする

$$\frac{\text{new CGFCE number}}{\text{base CGFCE number}} \times \$4,280$$

適用方法について

new CGFCE number とは、次の通り算出されたものをいう：

- (a) 前会計年度中の1月1日以後に財務省によって発行された最初の連邦政府最終消費支出潜在物価デフレーター(Commonwealth Government Final Consumption Expenditure Implicit (CGFCE) Price Deflators)のセットを用意する
- (b) セットの中で前会計年度の12月31日までで終了する期間分の該当する数字を特定する
- (c) その数が new CGFCE number となる。

base CGFCE number は、次の通り算出されたものをいう：

- (a) 前会計年度中の 1 月 1 日以後に財務省によって発行された最初の連邦政府最終消費支出潜在物価デフレーター・のセットを用意する；
 - (b) 1993 年度の 12 月 31 日までで終了する期間分に該当する数字を特定する
 - (c) その数が base CGFCE number となる。
- (3) (2)における公式の下で算出される金額が、5 ドルの倍数でない場合、次の通り計算する：
- (a) 金額が、最も近い 2 つの 5 ドルの倍数の少ない方よりも、2.50 ドル以上多い場合は、多い方で最も近い 5 ドルの倍数の金額に繰り上げる
 - (b) その他はいかなる場合も、少ない方に最も近い 5 ドルの倍数の金額に切り捨てる

第 7 条 英語教育料金の免除

- (1) 次の場合には、英語教育料金を支払わなくてもよい：
 - (a) 免除ビザの申請の場合
 - (b) 免除入国ビザの申請の場合
- (2) 次の場合には、英語教育料金を支払わなくてもよい
 - (a) 申請料金を支払う前に、申請人が、申請を取り消した場合
 - (b) 当該の申請に先立って他のビザ又は入国許可の申請時に料金を支払い、その払い戻しを受けていない者による申請の場合
 - (c) 申請時点で、永住者である者による申請の場合

第 8 条 支払いの求められる申請者

申請に伴う英語教育料金は申請人本人が支払わなければならない

第 9 条 権限委任

<省略>

第 10 条 規則

<省略>

1992 年移民(教育)料金法の注

<省略>

